




檜原村簡易水道事業

經營戰略

令和3年3月

檜原村産業環境課生活環境係



はじめに

本村の**簡易水道事業**は、令和5年度から下水道事業とともに地方公営企業法の財務適用を行い、現行の特別会計から公営企業会計に移行することで、公営企業の「見える化」を推進します。

公営企業会計は、従来の予算決算を次の二つに区分します。

- 業績を見る「**収益的収支計算書**」
- 投資状況を見る「**資本的収支計算書**」

さらに民間と同じように発生主義会計の基準で複式簿記による**財務諸表**（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）を作成することで、経営・資産状況の「見える化」を図り、将来にわたり持続可能なアセットマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金の妥当性確認並びに広域化、民間活用といった改革の取組にも寄与します。

また、全国の簡易水道事業及び公営企業の会計基準が一斉に同一化されることで、経年分析や類似する他町村との比較を通じて、経営状況の実態及び課題を的確に判断・分析することが可能になります。

公営企業会計の適用後には、新たな会計基準で本経営戦略を見直すとともに長期的な経営計画の策定と検証及び見直し等を繰り返しながら、収益と収支の両面から経営の最適化と水道事業の健全化を図ることとします。

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
第1節 目的	1
第2節 計画の位置付け・計画期間	2
第2章 簡易水道事業の概況	4
第1節 簡易水道事業の概況	4
第2節 簡易水道事業の執行体制	6
第3章 整備状況と経営状況	7
第1節 簡易水道事業の整備状況	7
第2節 簡易水道事業の経営状況	13
第4章 経営環境と基本目標	30
第1節 経営環境の変化と社会環境の多様化	30
第2節 経営戦略の基本目標	32
第3節 経営課題の整理	35
第5章 投資・財政計画(収支計画)	37
第1節 投資計画	37
第2節 投資・財政計画の与件	39
第3節 投資・財政計画	40
第4節 今後の投資・財源・費用について	44
第6章 コスト分析と適正料金の考察	46
第1節 コスト分析について	46
第2節 適正料金の考察	46
第7章 将来投資に備えた基金の取組	49
将来投資に必要な基金の取組について	49
第8章 フォローアップ	50
経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	50

第1章 経営戦略策定の趣旨

第1節 目的

本村の水道は、昭和31年に本宿簡易水道事業として創設されました。

その後、集落飲料水の水質改善や生活向上による使用量の増大で需要量が増加したため昭和47年に認可を申請し、令和元年度末現在で給水人口2,036人、普及率は100%に達し、生活や経済活動に不可欠な社会基盤となりました。

その一方で、急速な人口減少による料金収入の減少、人口の更なる低密度化による料金回収率の低下や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大と自然災害等の防災対策、職員の技術継承等の様々な問題を抱え、水道事業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想されます。

そのような状況の中、清浄な水を安定的に供給し、安心・安全な水道を将来にわたって持続するために、安定給水を念頭に効率的、効果的な水道事業を展開してきましたが、これまでの延長線上での対策では、経営が成り立たなくなる可能性が高くなっています。

鍵となるのは、

- 安心・安全かつ持続可能な事業の維持更新のための賢い投資
- 広域化、民間活用等を含めた改革の推進

であり、課題を解決するためには、計画的かつ合理的な経営が不可欠です。

本村では、水道事業のこうした状況に対応し、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として本経営戦略を策定します。

本経営戦略は、令和元年度に策定した「**檜原村水道ビジョン**」に基づいて、継続的に水道を享受するための「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から策定しています。

なお、「**経営戦略**」の中心は、「**投資・財政計画**」であり、「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画(投資計画)と、財源の見通しを試算した計画(財源試算)を構成要素とし、収支が均衡するよう調整した**収支計画(財政計画)**です。

第2節 計画の位置付け・計画期間

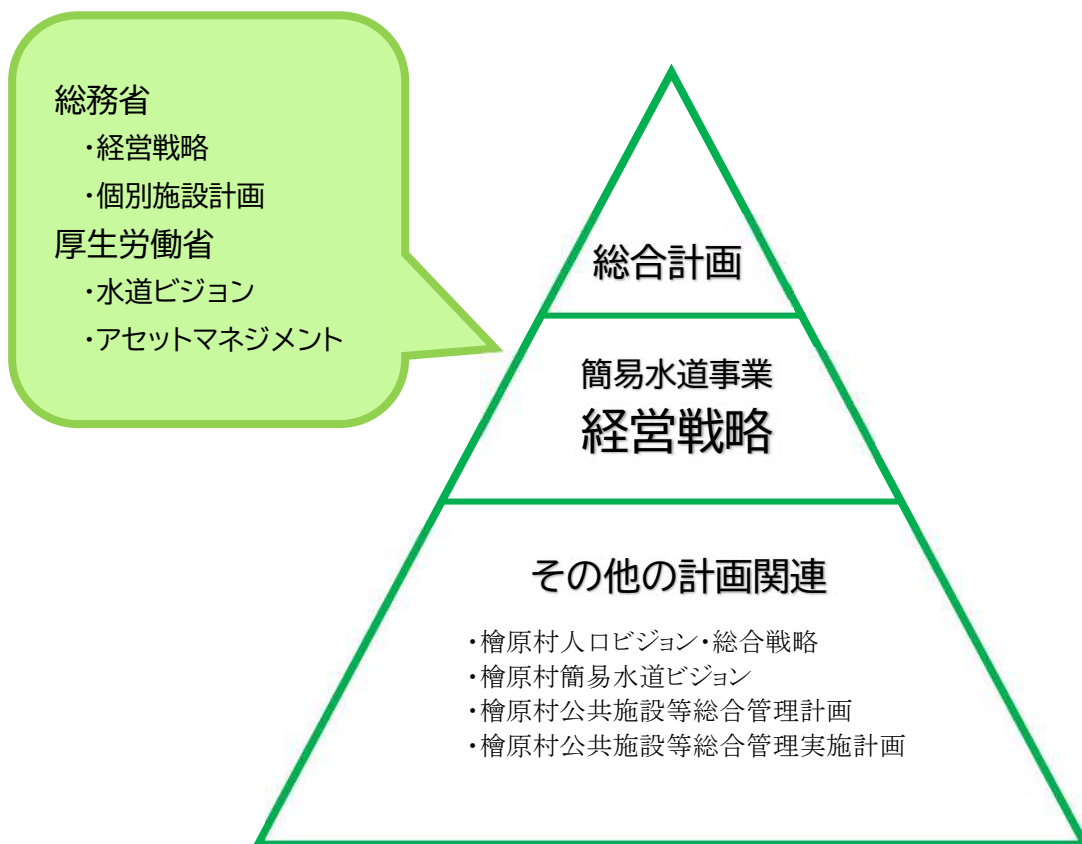
1. 計画の位置付け

本計画は、「公営企業の経営に当たっての留意事項」(平成26年8月29日付総務省通知:総財公第107号)で策定を要請された経営戦略として位置付けます。

また、檜原村まちづくりの指針となる「檜原村総合計画」を最上位計画として、「檜原村人口ビジョン・総合戦略」、「檜原村水道ビジョン」、「檜原村公共施設等総合管理計画」「檜原村公共施設等総合管理実施計画」等とも連携を図り、「経営戦略策定ガイドライン(改訂版)」(総務省)に沿って、檜原村簡易水道事業の今後10年間における基本的な考え方や投資・財政計画を示したものです。

なお、「檜原村公共施設等総合管理計画」に基づき、簡易水道施設の適切な維持管理の対応方針を定める「個別施設計画」を兼ねるものとします。

既存計画との関係は下図のとおりです。



2. 計画期間

計画期間は水道ビジョンに従って令和3年度から令和12年度までの10年間とし、さらに令和21年度までの10年間を見据える期間とします。また、社会情勢の変化や「檜原村総合計画」及び「檜原村公共施設等総合管理計画」とも連携し、本経営戦略の見直しを図っていくものとします。

「檜原村水道ビジョン」 図 1-1. 計画期間を修正



第2章 簡易水道事業の概況

第1節 簡易水道事業の概況

当村の簡易水道事業の沿革、現況については、「檜原村水道ビジョン」のとおりです。

1. 事業の沿革

「檜原村水道ビジョン」 図 3-1. 檜原村水道事業の系統的推移



檜原村の水源は北秋川および南秋川の表流水で、水源から取水された原水は自然流下により沈砂池を経由して浄水施設に運ばれ、飲用可能な水に処理されます。

浄水施設は北秋川浄水場と南秋川浄水場の2か所で、浄水能力は北秋川浄水場で1,180 m³/日、南秋川浄水場で580 m³/日、合計1,760 m³/日です。浄水処理方式は北秋川浄水場が膜ろ過処理、南秋川浄水場が緩速ろ過処理となっています。

両浄水場内に拠点となる配水池を設置し、拠点配水池以降は、自然エネルギーを有効に活用できるよう、地形や人口分布等を考慮して減圧井を配置しています。自然流下での供給が困難な山間部は、ポンプにより加圧送水し、各調整池より自然流下により配水しています。

「檜原村水道ビジョン」 表 3-2. 主要施設の規模および概要

浄水場名	浄水能力	施設	築造年度	標高	規模及び構造
北秋川浄水場	1,180m ³ /日	膜処理設備	平成18年度	GL+527.9m	RC造 127.16m ² セラミック膜（MF膜）10I ₁ メト×4系列 （最大給水量Q=1,180m ³ /日）
		電気次亜室	平成17年度	GL+527.9m	RC造 52.55m ²
南秋川浄水場	580m ³ /日	着水井	昭和52年度	WL+763.9m	RC造 V=12.0m ³ W2.0m×L2.5m×H2.4m×1池
		普通沈殿池	昭和52年度	WL+763.8m	RC造 V=175.9m ³ W4.1m×L17.3m×H3.0m×1池
		緩速ろ過池	昭和52年度	WL+763.4m	RC造 V=128.31m ³ ろ過速度6.8m/日 W6.6m×L7.0m×H2.5m×3池
		汚泥池	昭和52年度	WL+759.4m	RC造 V=25.6m ³ W3.5m×L6.5m×H1.0m×1池
		塩素混和池	昭和52年度	WL+761.3m	RC造 V=1.7m ³ W1.1m×L1.1m×H1.4m×1池

2. 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和50年4月1日	計画給水人口	3,400	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	令和5年4月1日一部適用	現在給水人口	2,036	人
		有収水量密度	0.2	千m ³ /ha

② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 伏流水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input type="checkbox"/> その他			
施設数	浄水場設置数	2	管路延長	46 千m
	配水池設置数	44		
施設能力	1,880	m ³ /日	施設利用率	51.91 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	東京都と同じ料金体系を採用している。		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成26年4月1日		

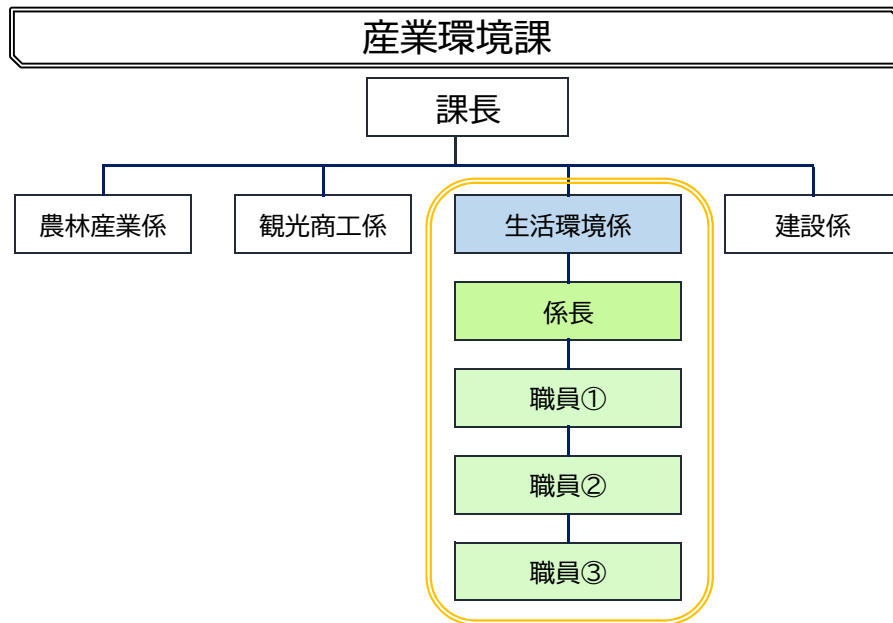
第2節 簡易水道事業の執行体制

簡易水道事業の所管業務

産業環境課生活環境係の4名の職員で簡易水道事業を運営しています。

簡易水道事業は、令和5年度から地方公営企業法の財務適用により公営企業に移行する予定です。

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

	生活環境係	建設係	観光商工係	農林産業係	合計
61歳～	人	人	人	人	人
51～60歳	人	人	人	1人	1人
41～50歳	人	人	1人	人	1人
31～40歳	3人	2人	1人	1人	7人
～30歳	1人	1人	人	人	2人
合計	4人	3人	2人	2人	11人

<組織の見通し>

(単位:人)

	令和元年	令和11年度	令和21年度	令和31年度	令和41年度
技術職員	0人	0人	0人	0人	0人
技能職員	0人	0人	0人	0人	0人
事務職員	4人	4人	4人	4人	4人
合計	4人	4人	4人	4人	4人

技術職員や技能職員はおらず、定員管理計画がないため、
現行の生活環境係(係長1名、担当職員3名)の体制を維持する見込みとする。

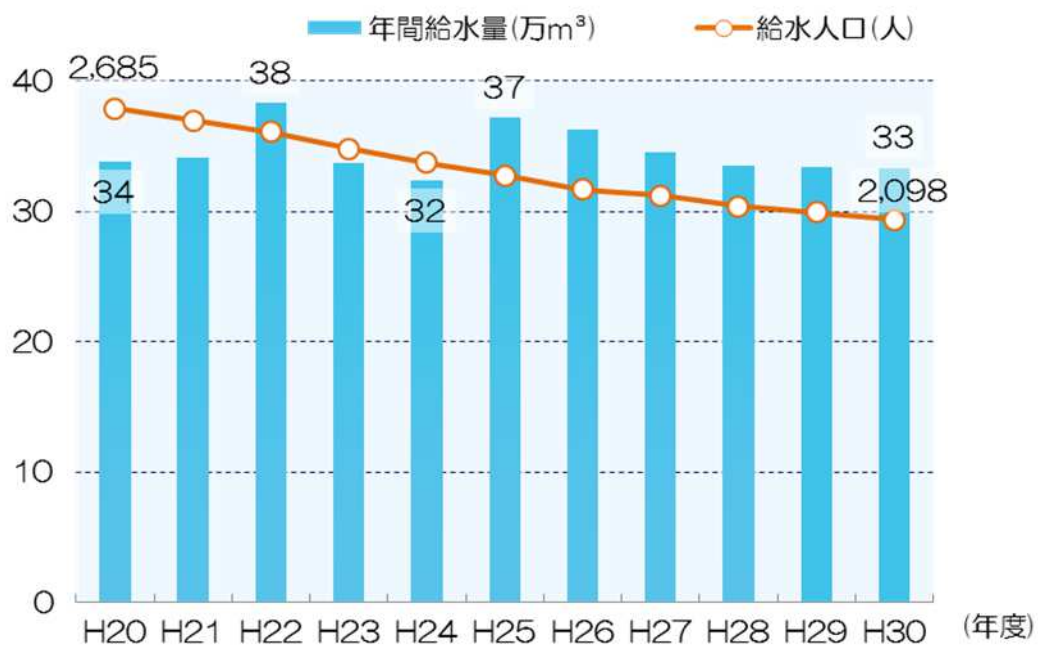
第3章 整備状況と経営状況

第1節 簡易水道事業の整備状況

1. 給水人口と年間給水量

檜原村の給水人口は減少傾向で推移しており、平成20年度から平成30年度までに年平均1.99%ずつ減少しています。平成30年度の給水人口は2,098人で、平成20年度に比べて600人程度減少しました。平成30年度の年間給水量は約33.3万 m^3 で、平成25年度から年平均1.70%ずつ減少しています。

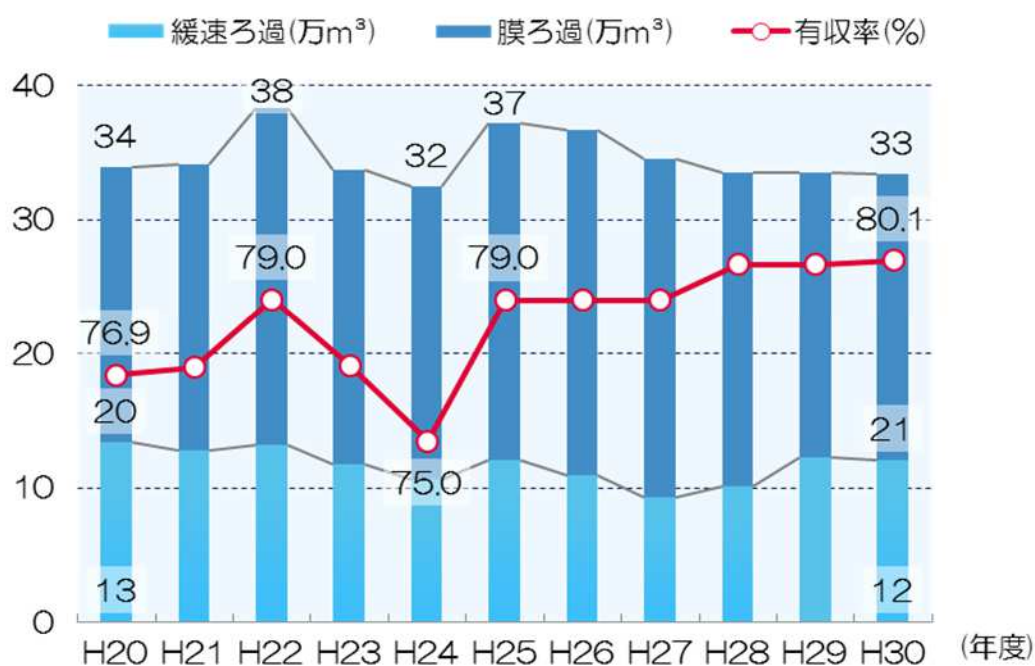
「檜原村水道ビジョン」 図3-2. 給水人口と年間給水量



2. 年間浄水量と有収率

年間浄水量は32万 m^3 から38万 m^3 台を推移しており、膜ろ過と緩速ろ過の割合は膜ろ過が3分の2程度を占めています。平成30年度の浄水量は約33.3万 m^3 /年で、そのうち膜ろ過が約21.3万 m^3 /年、緩速ろ過が約12.0万 m^3 /年でした。有収率は平成24年度に75%に下がりましたが、平成25年度から横ばいとなり、平成28年度から平成30年度は80%を維持しています。

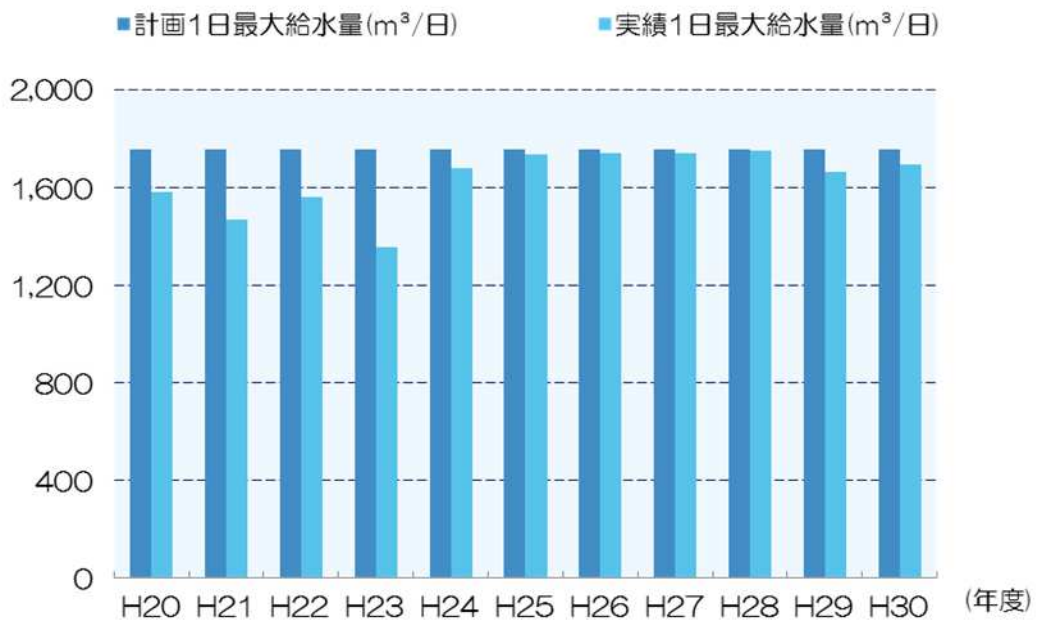
「檜原村水道ビジョン」 図 3-3. 年間浄水量と有収率



3. 1日最大給水量の計画値と実績値

1日最大給水量は、1,760m³/日と計画しています。実績1日最大給水量が最も少なかったのは平成23年度の1,360m³/日で、平成24年度からは増加傾向にあり、最も多かったのは平成28年度の1,755m³/日でした。近年の実績値は計画値と乖離が少ないことから、計画値は適切に設定されています。

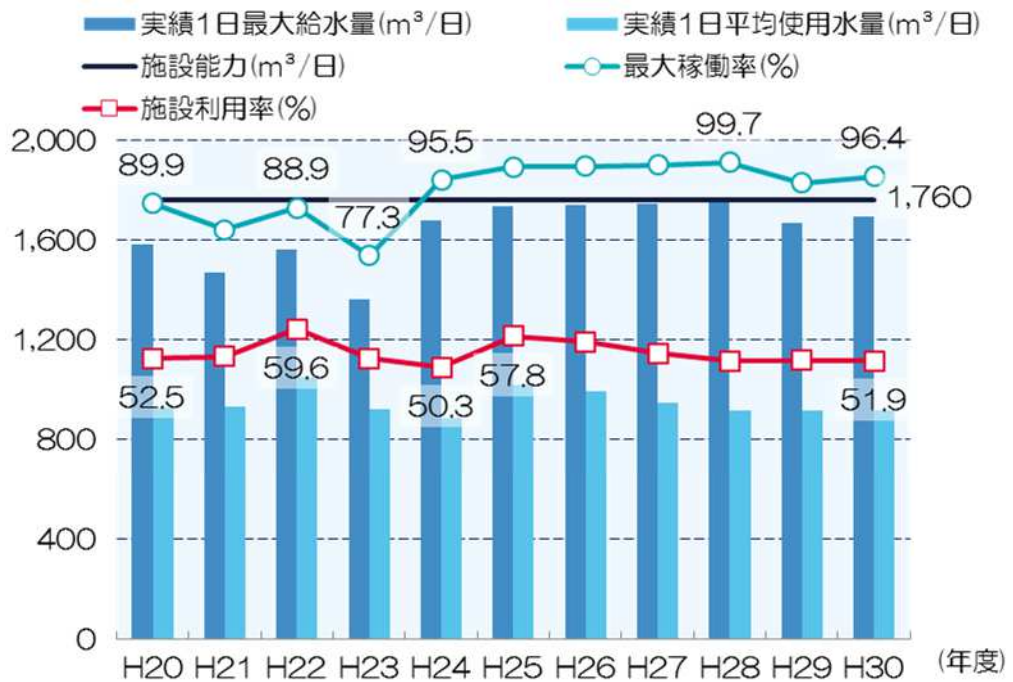
「檜原村水道ビジョン」 図 3-4. 1日最大給水量の計画値と実績値



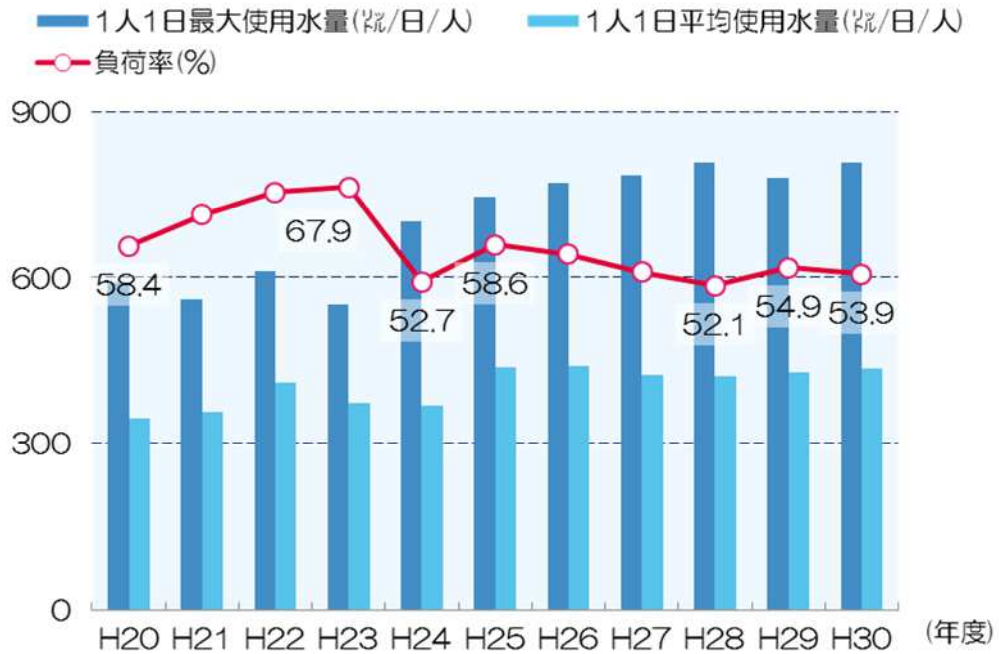
4. 1日平均使用水量と1日最大使用水量

実績1日平均使用水量は800^mから1,000^m台を推移しており、平成25年度から減少傾向にあります。実績1日最大給水量は平成24年度から増加傾向にあり、平成28年度は1,755^mで施設能力の1,760^mに迫り、稼働率は99.7%でした。施設利用率は50%台と低い状況です。1人1日平均使用水量は300^ℓから400^ℓ台を推移しています。1人1日最大使用水量は平成24年度から増加しており、平成28年度は809^ℓでした。負荷率は50%～70%の間を推移しており、平成30年度の負荷率は53.9%です。5,000人未満の給水人口に対する負荷率は65%～70%程度の事業体が多く、檜原村はやや低い状況です。

「檜原村水道ビジョン」 図3-5. 実績1日平均使用水量と実績1日最大使用水量



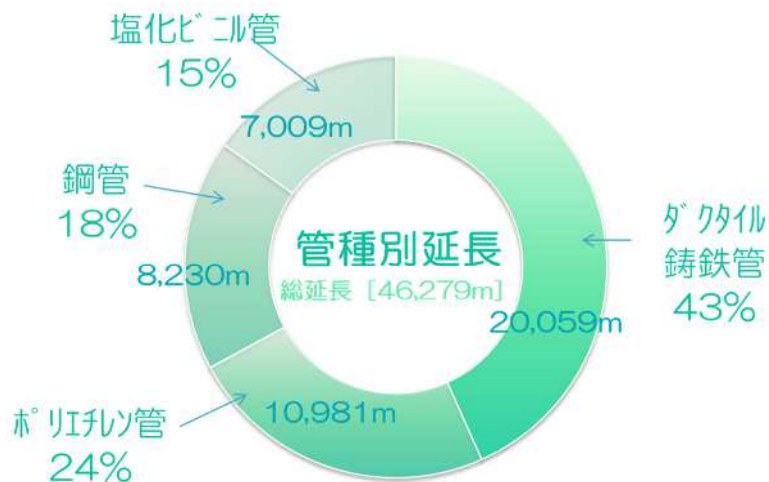
「檜原村水道ビジョン」 図 3-6. 1 人 1 日平均使用水量と 1 人 1 日最大使用水量



5. 管種別延長

管路延長は、平成30年度末時点で約46km あり、管種別では、ダクタイル鋳鉄管が約20km で全体の43%と最も大きい割合を占めています。次いでポリエチレン管が約11km で24%、鋼管が約8km で18%となっています。ダクタイル鋳鉄管やポリエチレン管は耐震性や施工性に優れ、配水管としてよく使われる管種です。

「檜原村水道ビジョン」 図 3-7. 管種別延長



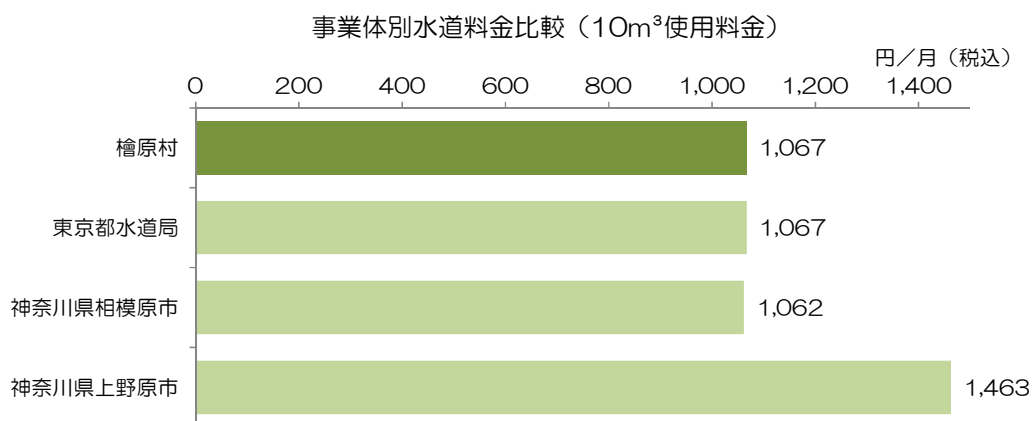
6. 水道料金

簡易水道料金は、檜原村簡易水道事業給水条例で定められています。水道料金は、定額の基本料金と、使用した水量ごとの従量料金から構成されています。基本料金は水道メーターの口径に応じて設定され、超過料金は使用水量が多くなるほど高くなります。1か月10m³（口径13mm）使用した場合の水道料金は、1,067円（税込）です。都内は檜原村、武蔵野市、昭島市、羽村市を除き東京都水道局が給水を行っています。隣接する東京都の市町も同じ料金です。料金表（税抜）を以下に示します。

「檜原村水道ビジョン」 表 3-3. 基本料金および従量

種別	料金		(税抜)								
	基本料金	従量料金	1m ³ ~ 5m ³	6m ³ ~ 10m ³	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 30m ³	31m ³ ~ 50m ³	51m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 200m ³	201m ³ ~ 1,000m ³	1,001m ³ 以上
専用給水装置	口径13mm	860円	1m ³ につき 0円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 128円	1m ³ につき 163円	1m ³ につき 202円	1m ³ につき 213円	1m ³ につき 298円	1m ³ につき 372円	1m ³ につき 404円
	口径20mm	1,170円									
	口径25mm	1,460円									
	口径30mm	3,435円									
	口径40mm	6,865円									
	口径50mm	20,720円									
	口径75mm	45,623円									
臨時用給水装置	口径25mm	2,000円	1m ³ につき 404円								

「檜原村水道ビジョン」 図 3-11. 事業体別水道料金比較



第2節 簡易水道事業の経営状況

1. 経営比較分析(経営指標)

経営状況を客観的に認識し、課題を識別するために用いられるのが、以下の経営指標です。事業を経営の視点から**健全性・効率性**と、事業運営の基幹となる施設の**老朽化の状況**を経営指標として算定します。

今後、公営企業会計に移行することで、全国の全ての簡易水道事業と同一基準で経営比較することが可能となるため、経営管理の重要な指針となります。

経営比較分析は、**他団体比較**と**経年比較**の2つの軸で構成されます。

まずは求められる水準、次に全国平均・類似する他団体と比較し、格差を認識し、その要因分析で改善課題を識別することが必要ですが、実施可能性も課題となりますので、詳細な診断は公営企業会計への移行後となります。

2つ目は、経年比較で増減を認識し、その要因分析で将来を予見するために診断しますが、業績や改善対策の評価としても有効です。

どちらも各指標を数値単体で見のではなく、指標の関連性及び事実を組み合わせる分析が必要です。

今回は、令和元年度の簡易水道事業特別会計の決算データに基づいて算出していますが、公営企業法適用後は算定基準が変わります。

普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	給水区域面積(km ²)	現在給水人口(人)	給水人口密度(人/km ²)
100.00	75.00	2,475	13.30	2,036	153.08

視 点	項 目	望ましい方向	本 村	求められる水準
経営の健全性	① 収益的収支比率(%)	↑	92.35	100%以上
	② 企業債残高対給水収益比率(%)	—	86.87	—
経営の効率性	③ 経費回収率(%)	↑	77.55	100%以上
	④ 給水原価(円)	↓	232.23	—
	⑤ 施設利用率(%)	↑	53.79	—
	⑥ 有収率(%)	↑	75	100%
老朽化の状況	⑦ 管路更新率(%)	—	0	—

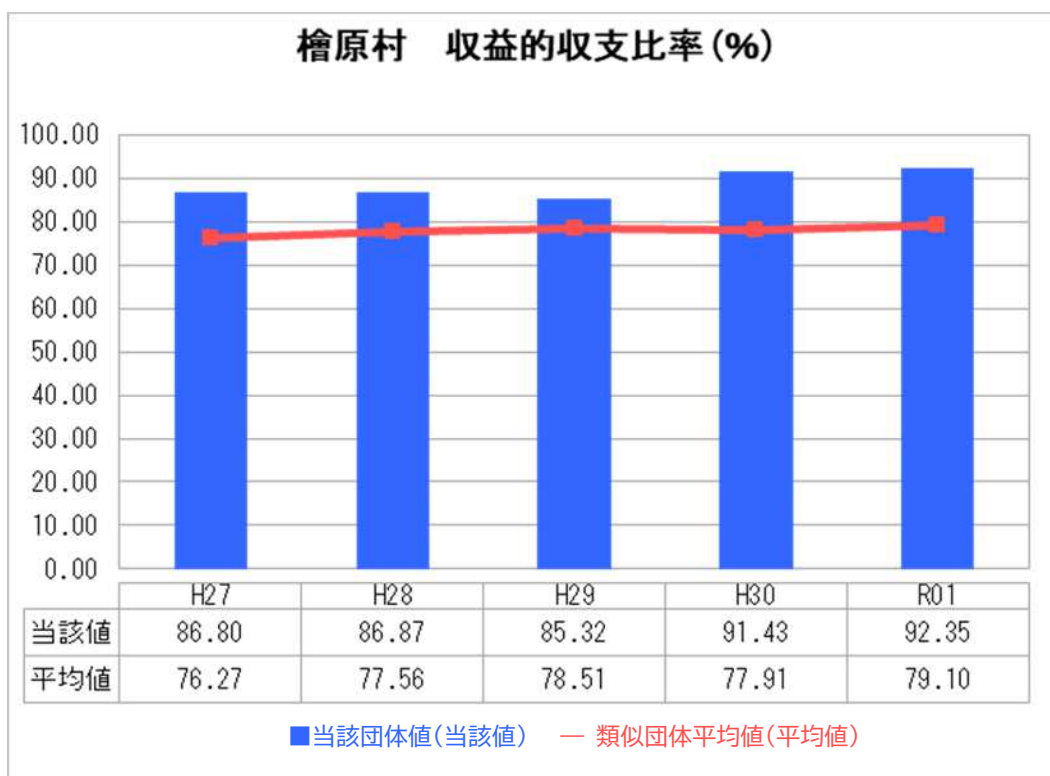
経営比較分析表(令和元年度決算)より

(1) 経営の健全性について

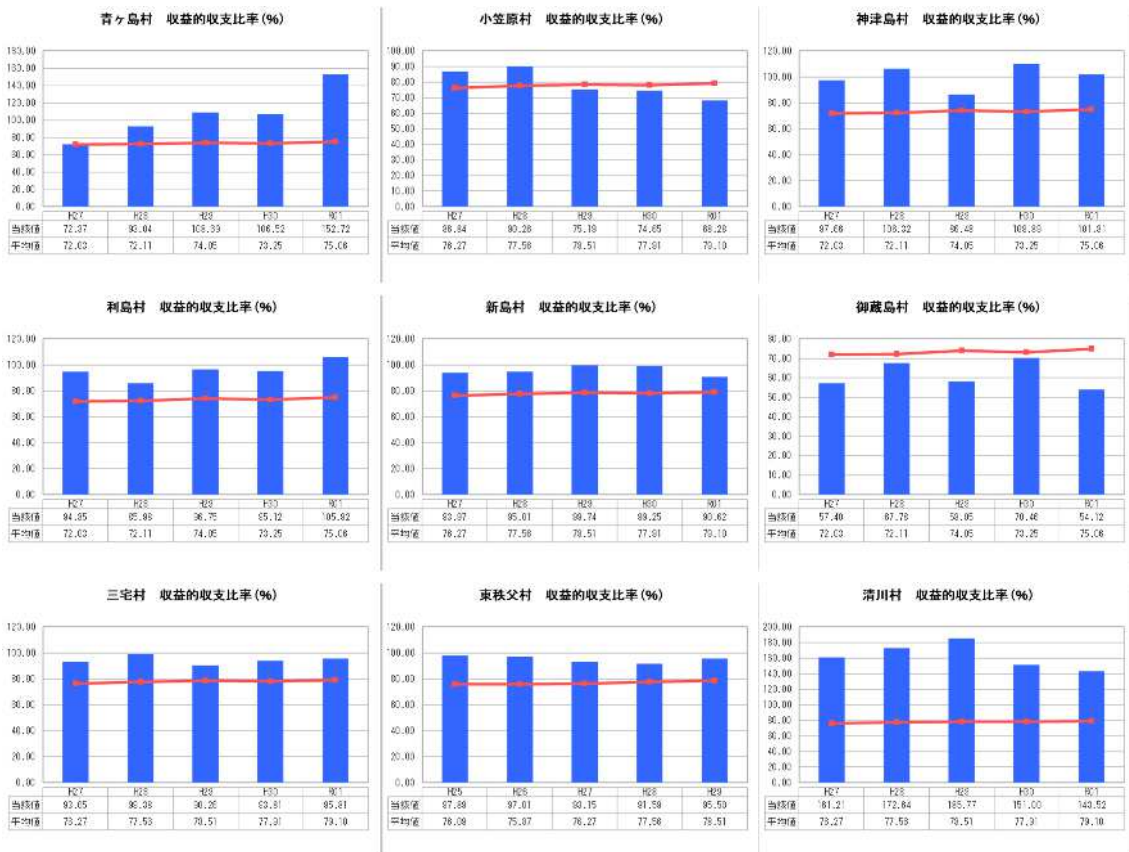
① 収益的収支比率

収益的収支比率は、総費用に地方債償還金を加えた金額を、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益でどの程度賄えているかを表す指標です。

平成26年度は100%を上回ったものの平成27年度に再び100%未満に低下し、単年度の収支が赤字であることを示していますが、近隣市町の水道料金に配慮して料金改定は行わず、更なる費用削減に努め、経営改善に取り組んでいきます。



他市町村	R01	他市町村	R01	他市町村	R01
青ヶ島村	152.72	小笠原村	68.28	神津島村	101.81
利島村	105.92	新島村	90.62	御蔵島村	54.12
三宅村	95.81	東秩父村	95.50	清川村	143.52



収益的収支比率

【算出式(法非適用企業)】

$$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗

い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

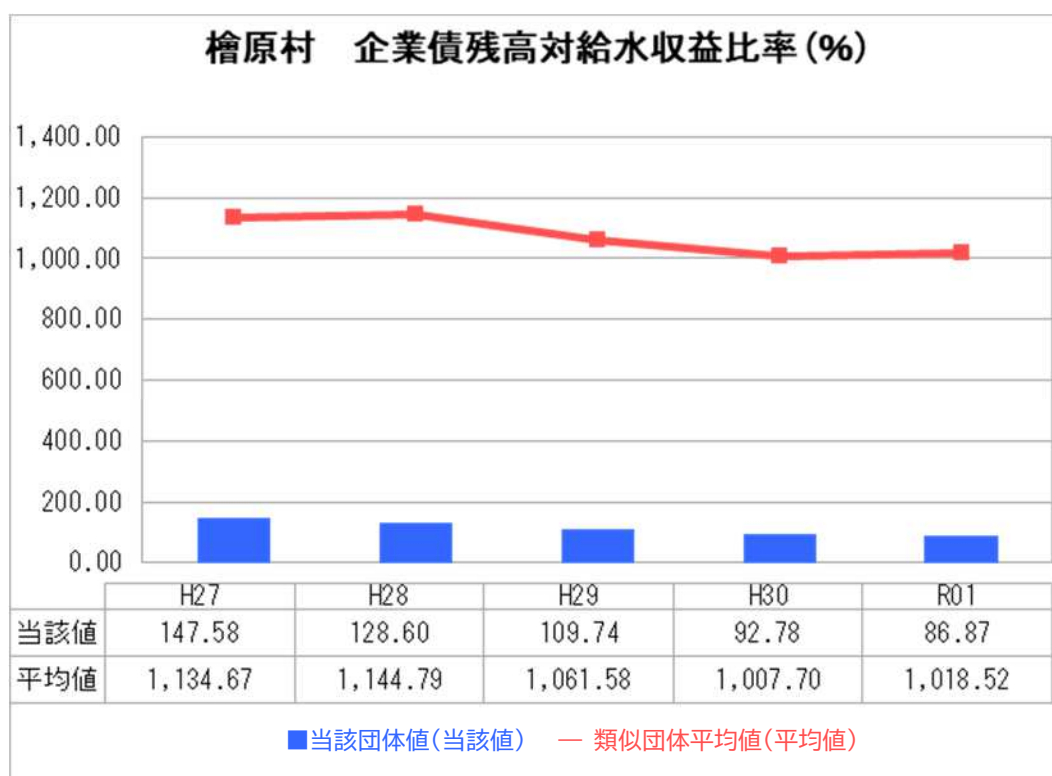
また、経常収益(総収益)について、給水収益以外の収入に依存している場合は、料金回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要がある。

一方、当該指標が100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりであり100%に近づいていれば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があると考えられる。

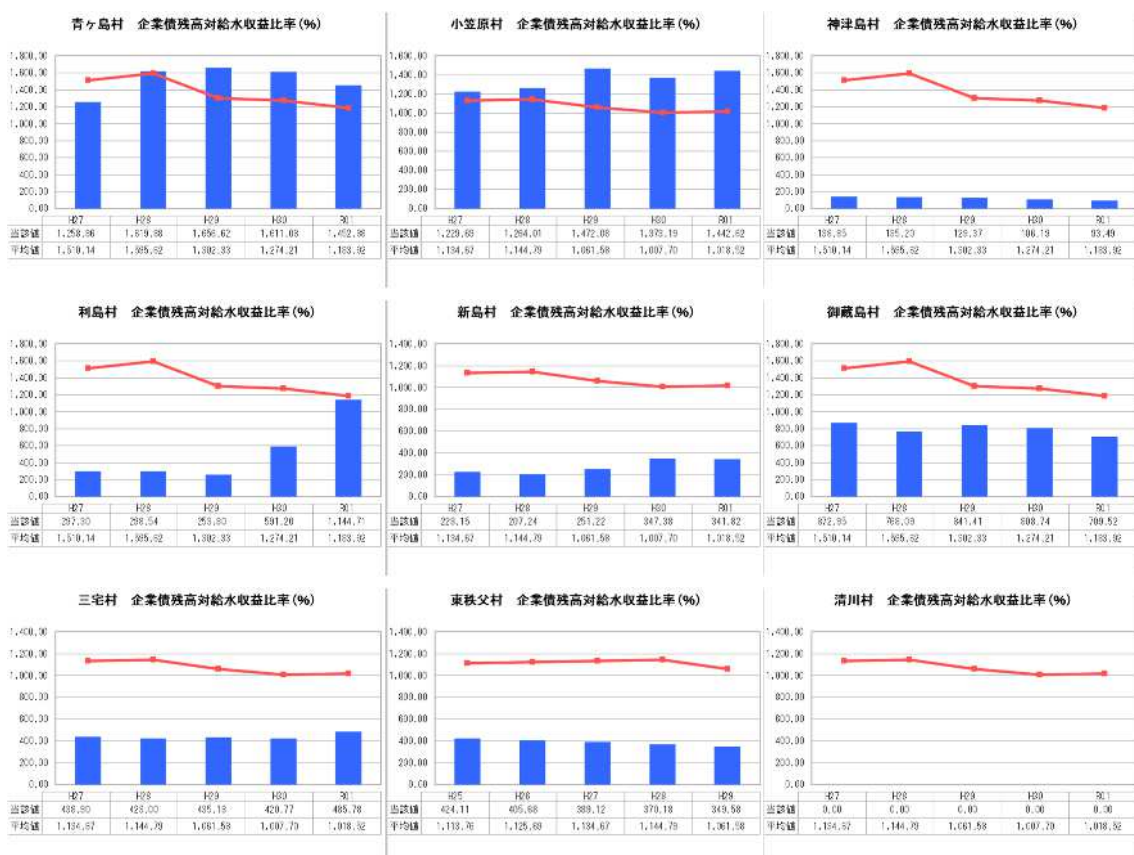


② 企業債残高対給水収益比率

企業債務残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示すものですが、企業債の返済が順調に進んでいるため、5年連続で減少しています。類似団体と比較しても低い水準にあります。



他市町村	R O 1	他市町村	R O 1	他市町村	R O 1
青ヶ島村	1,452.88	小笠原村	1,442.62	神津島村	93.49
利島村	1,144.71	新島村	341.82	御蔵島村	709.52
三宅村	485.78	東秩父村	349.58	清川村	0.00



企業債残高対給水収益比率

【算出式(法非適用企業)】

地方債現在高合計

給水収益

×

100

【指標の意味】

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

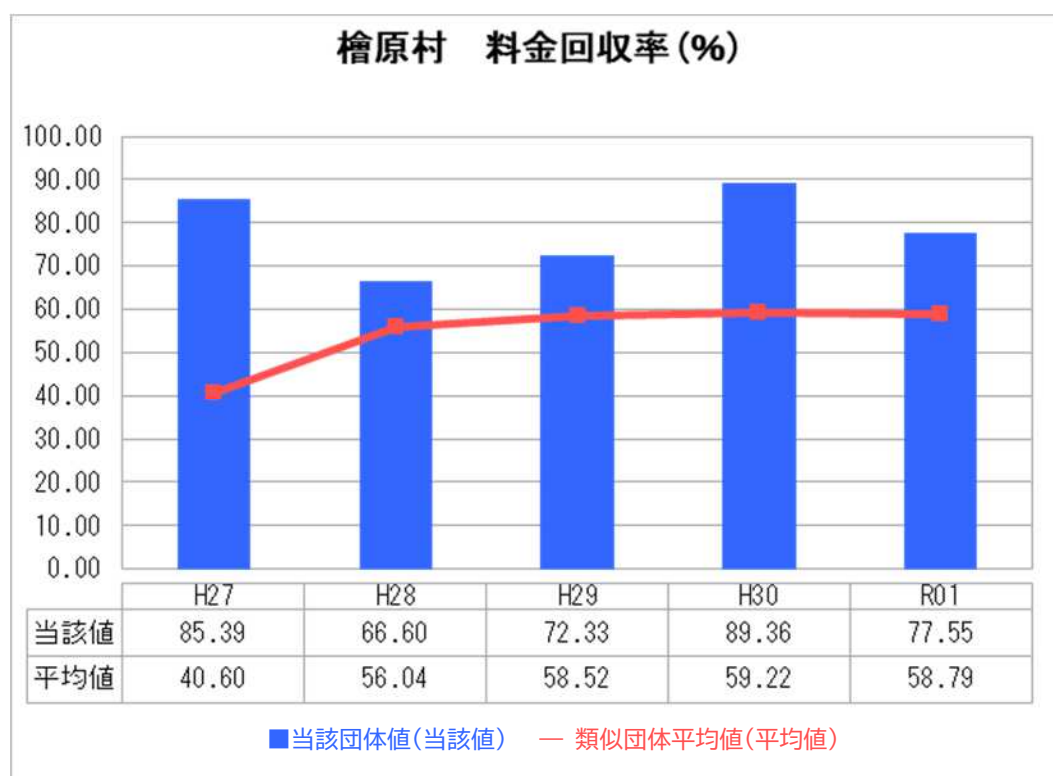
分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられる。

(2) 経営の効率性について

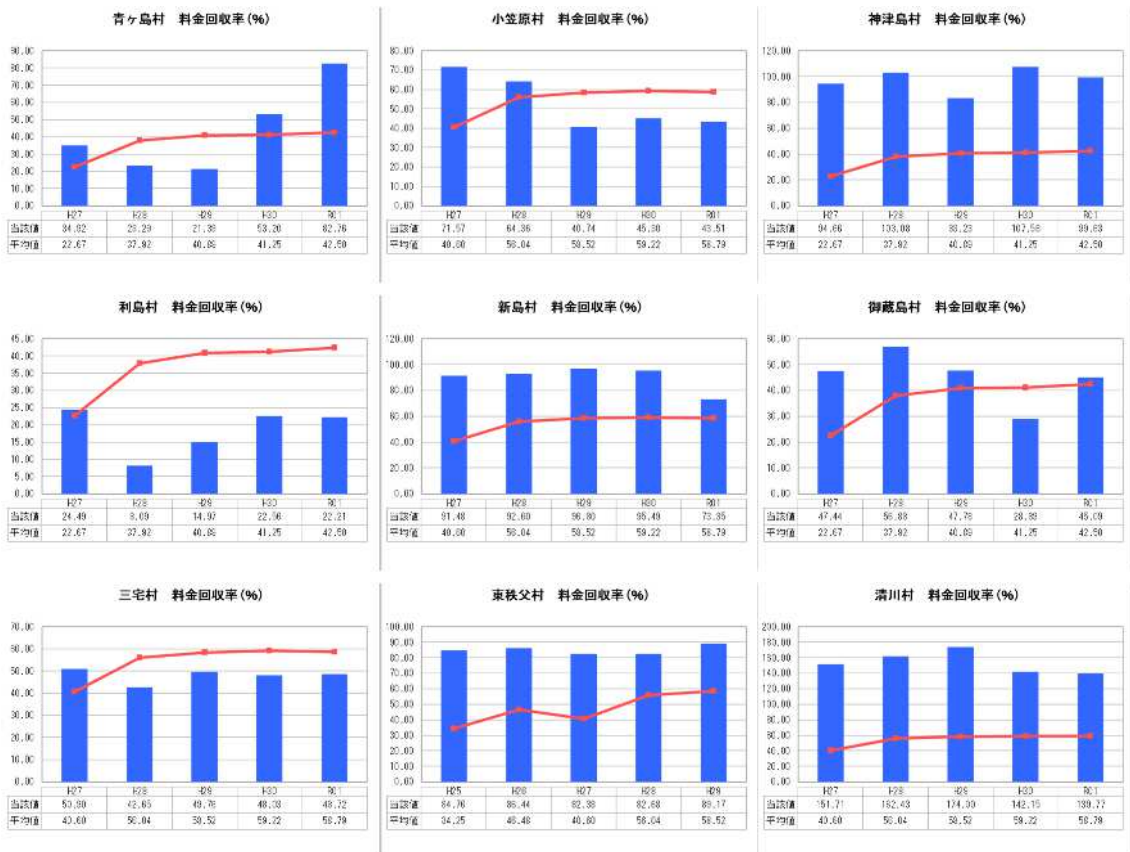
③ 料金回収率

料金回収率は、5年連続で100%を下回っています。これは、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味し、料金の増額改定など適切な料金収入の確保が求められます。檜原村簡易水道事業は、近年では平成21年度と平成25年度に料金の増額改定を行い、現在は近隣の市町と同一となっています。

近隣の状況や、住民の負担を考慮し、当面増額改定は行わず繰出基準に適合する繰入金やその他繰入金等を活用していきます。



他市町村	R O 1	他市町村	R O 1	他市町村	R O 1
青ヶ島村	87.76	小笠原村	43.51	神津島村	99.63
利島村	22.21	新島村	73.35	御蔵島村	45.09
三宅村	48.72	東秩父村	89.17	清川村	139.77



料金回収率

【算出式(法非適用企業)】

$$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

【指標の意味】

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

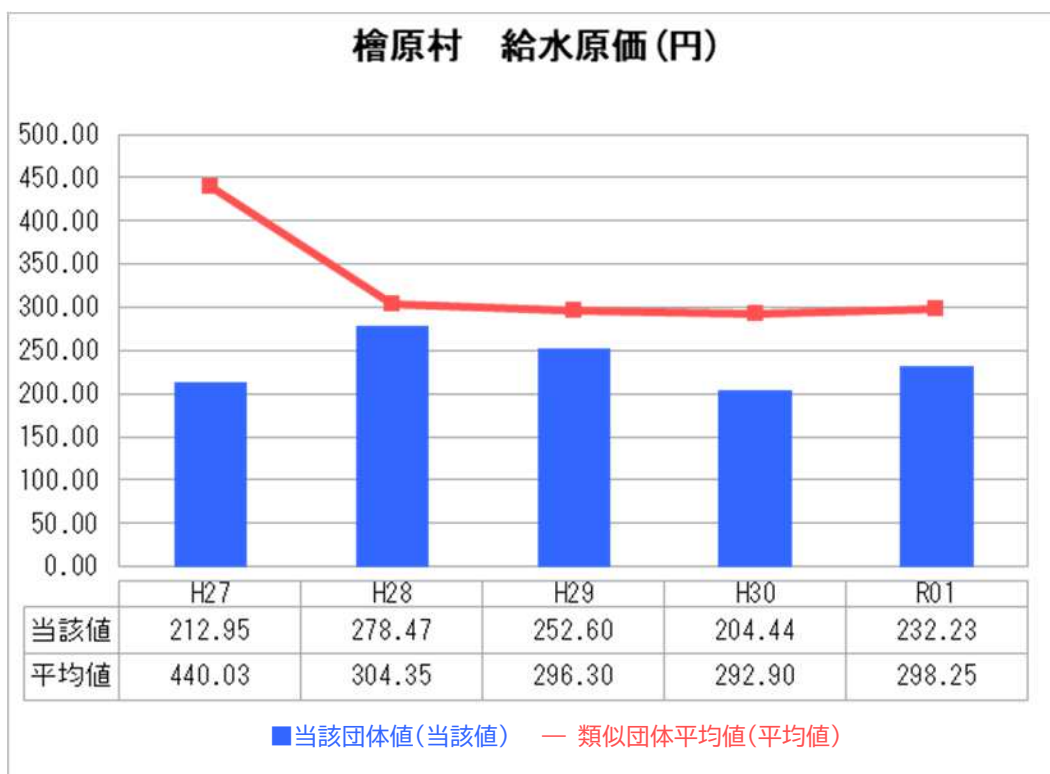
【分析の考え方】

当該指標は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。数値が低く、繰出基準に定める事由以外の繰出金によって収入不足を補填しているような事業体にあつては、適切な料金収入の確保が求められる。

分析に当たっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられる。

④ 給水原価

給水原価は有収水量1m³あたりの費用を表すもので、200円台～270円台で推移しており、類似団体と比較しても低い水準であるといえます。



他市町村	R O 1	他市町村	R O 1	他市町村	R O 1
青ヶ島村	368.22	小笠原村	806.03	神津島村	155.04
利島村	1,161.44	新島村	210.84	御蔵島村	178.60
三宅村	550.11	東秩父村	197.02	清川村	87.65



給水原価

【算出式(法非適用企業)】

$$\frac{\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金(繰上償還分除く)}}{\text{年間総有収水量}}$$

年間総有収水量

【指標の意味】

有収水量1^m当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。

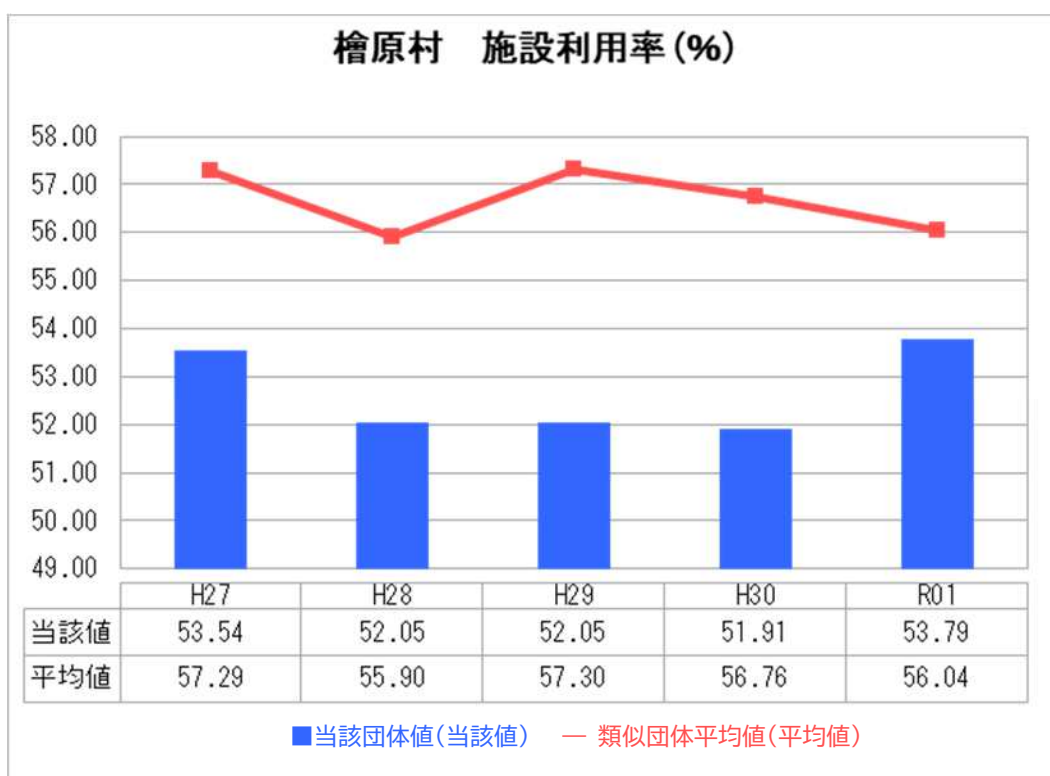
【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

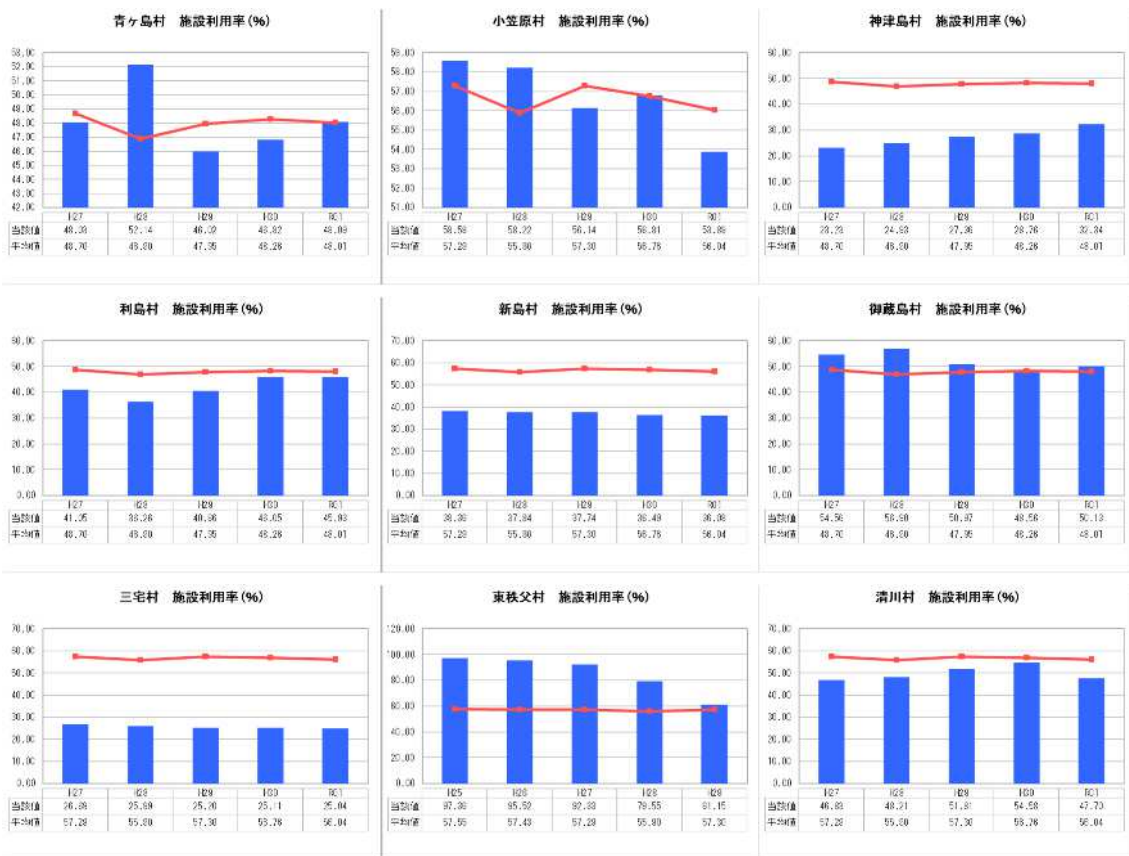
分析に当たっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や経常費用の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要がある。また、分析及び推計を元に、今後の料金回収率や住民サービスの更なる向上のために、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善の検討を行うことが必要である。

⑤ 施設利用率

施設利用率は、配水能力に対する1日平均配水量の割合であり、50%台で推移しています。類似団体と比較しても低い水準にありますが、近年、年間の1日最大配水量が配水能力に迫っており、やむを得ないと考えられます。



他市町村	R O 1	他市町村	R O 1	他市町村	R O 1
青ヶ島村	48.09	小笠原村	53.89	神津島村	32.34
利島村	45.93	新島村	36.08	御蔵島村	50.13
三宅村	25.04	東秩父村	61.15	清川村	47.70



施設利用率

【算出式(法非適用企業)】

$$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$$

【指標の意味】

1日配水能力に対する1日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

【分析の考え方】

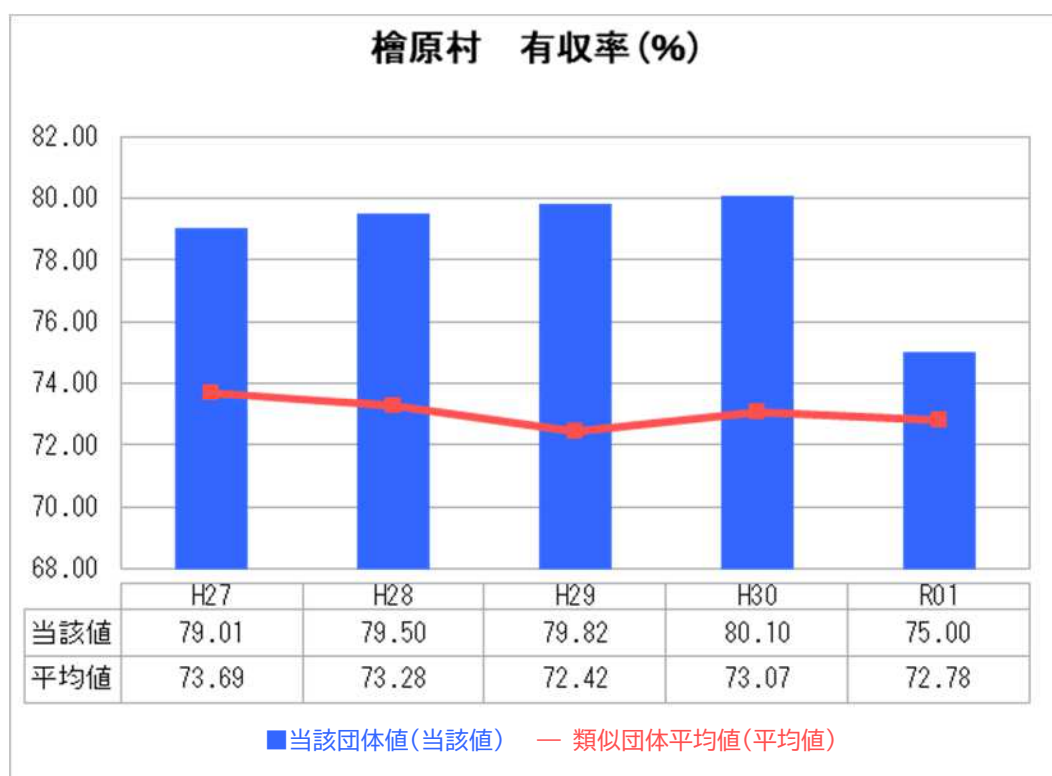
当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要である。

分析に当たっての留意点として、水道事業の性質上、季節によって需要に変動があり得るため、最大稼働率、負荷率を併せて判断することにより、適切な施設規模を把握する必要がある。

また、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の給水人口の減少等を踏まえ、適切な施設規模ではないと考えられる場合には、周辺の団体との広域化・共同化も含め、施設の統廃合・ダウンサイジング等の検討を行うことが必要である。

⑥ 有収率

有収率は、100%に近いほど稼働状況が収益に反映されているといえますが、70%台後半で推移しています。漏水が原因であると考えられ、管路の布設替を実施していますが、全箇所終了まで漏水箇所が未布設替箇所に移るため、この水準が続くと推定されます。



他市町村	R O 1	他市町村	R O 1	他市町村	R O 1
青ヶ島村	93.41	小笠原村	97.98	神津島村	55.97
利島村	67.82	新島村	93.07	御蔵島村	88.17
三宅村	77.60	東秩父村	71.09	清川村	75.25



有収率

【算出式(法非適用企業)】

年間総有収水量

×

100

年間総配水量

【指標の意味】

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。

【分析の考え方】

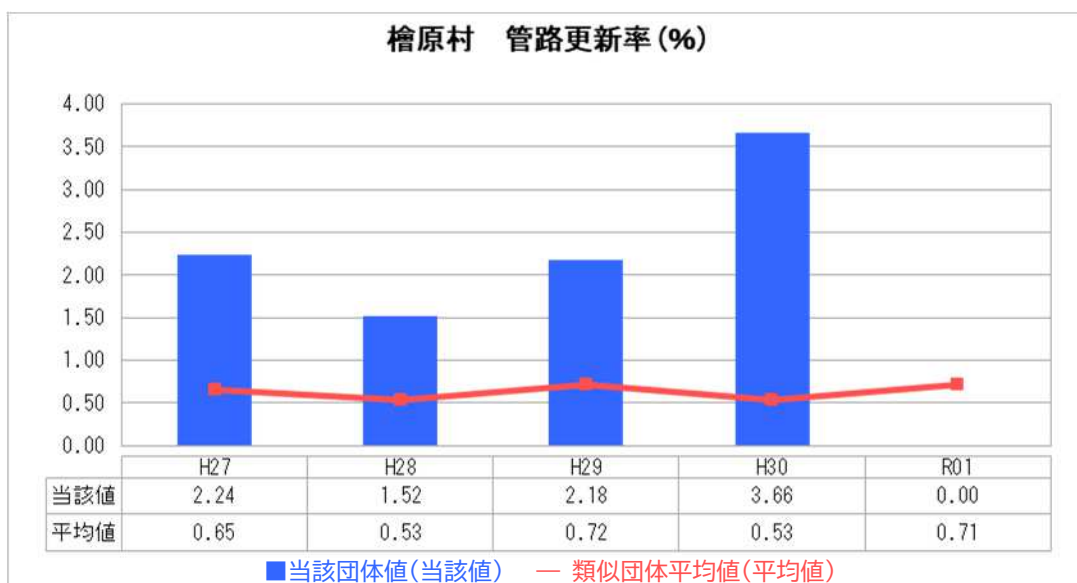
当該指標は、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言える。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要がある。

(3) 老朽化の状況について

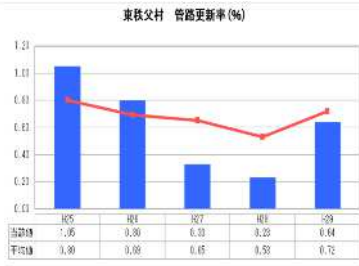
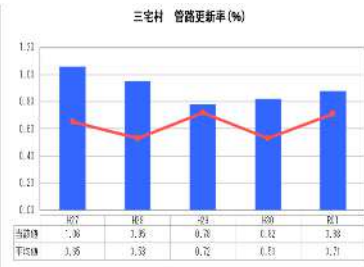
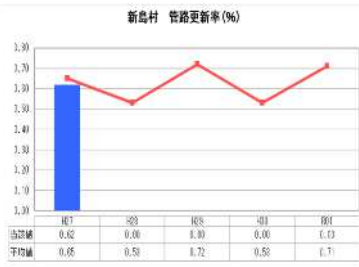
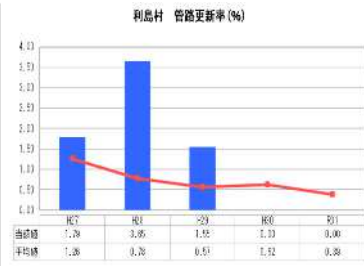
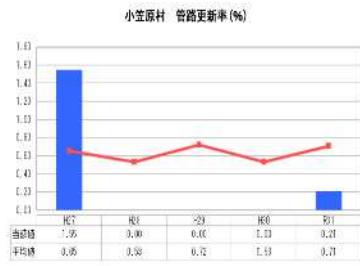
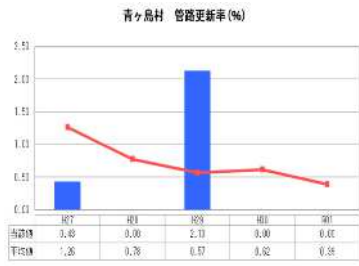
⑦ 管路更新率

管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の全管路延長に対する割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握することに資する指標です。数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることとなります。

令和元年度は、管路更新の準備期間として更新は行わなかったため、0%となっています。近年は、2.4%前後で推移しており、40年で全管路を更新するペースであることが把握できる。配水管の耐用年数は50年であるため、適切な更新ペースであるといえる。



他市町村	R01	他市町村	R01	他市町村	R01
青ヶ島村	0.00	小笠原村	0.21	神津島村	0.28
利島村	0.00	新島村	0.00	御蔵島村	0.00
三宅村	0.88	東秩父村	0.64	清川村	1.12



管路更新率

【算出式(法非適用企業)】

$$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

【指標の意味】

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が2.5%の場合、全ての管路を更新するのに40年かかる更新ペースであることが把握できる。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、対外的に説明できることが求められる。

また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管路経年化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管路の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、供用開始から日が浅い、既に多くの管路の更新が終了している等の団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

(4) 全体総括

檜原村簡易水道事業は、施設利用率を除き本表に示されたすべての指標で、類似団体より良好な水準です。今後もこの状況を維持できるよう、更なる経営改善に取り組んでいきます。

施設利用率については、1日の配水量が最大配水能力に迫る場合があり、当該日の水需要に応えるためには必要な配水能力を維持していると考えます。

今後も水需要の動向を注視しながら、将来の浄水場更新計画を検討していきます。

・ 経営方式の変更について

令和5年4月1日に、地方公営企業法の財務適用(一部適用)により、官庁会計から公営企業会計に移行する予定です。

公営企業会計に移行することにより、**経営の見える化**で簡易水道事業の経営の最適化を目指します。

第4章 経営環境と基本目標

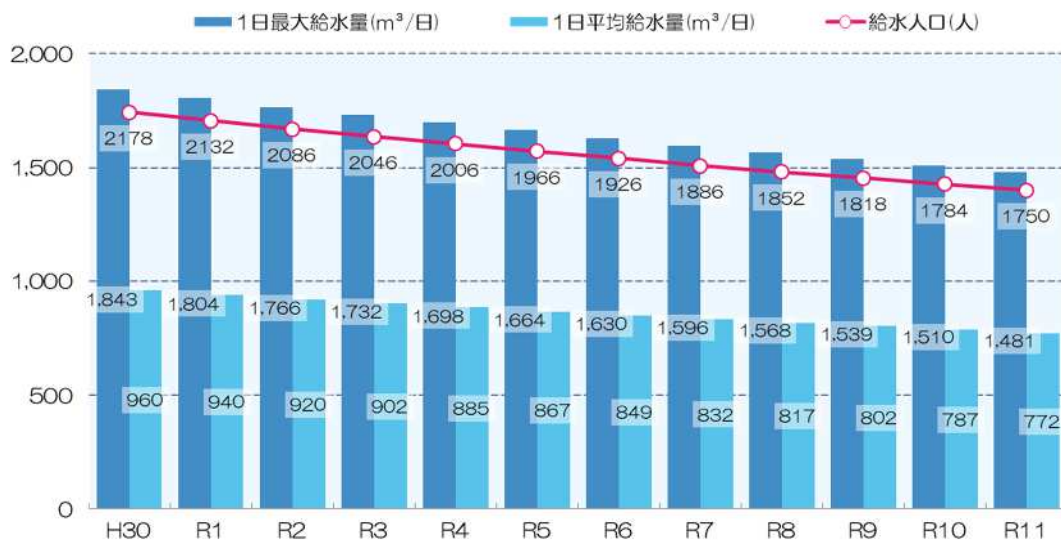
第1節 経営環境の変化と社会環境の多様化

少子高齢化と人口減少の急速な進行による水需要の変化とともに社会環境の多様化に対応していくためには、厳しい経営環境であっても適切な事業運営は不可欠です。

1. 将来の水需要の変化

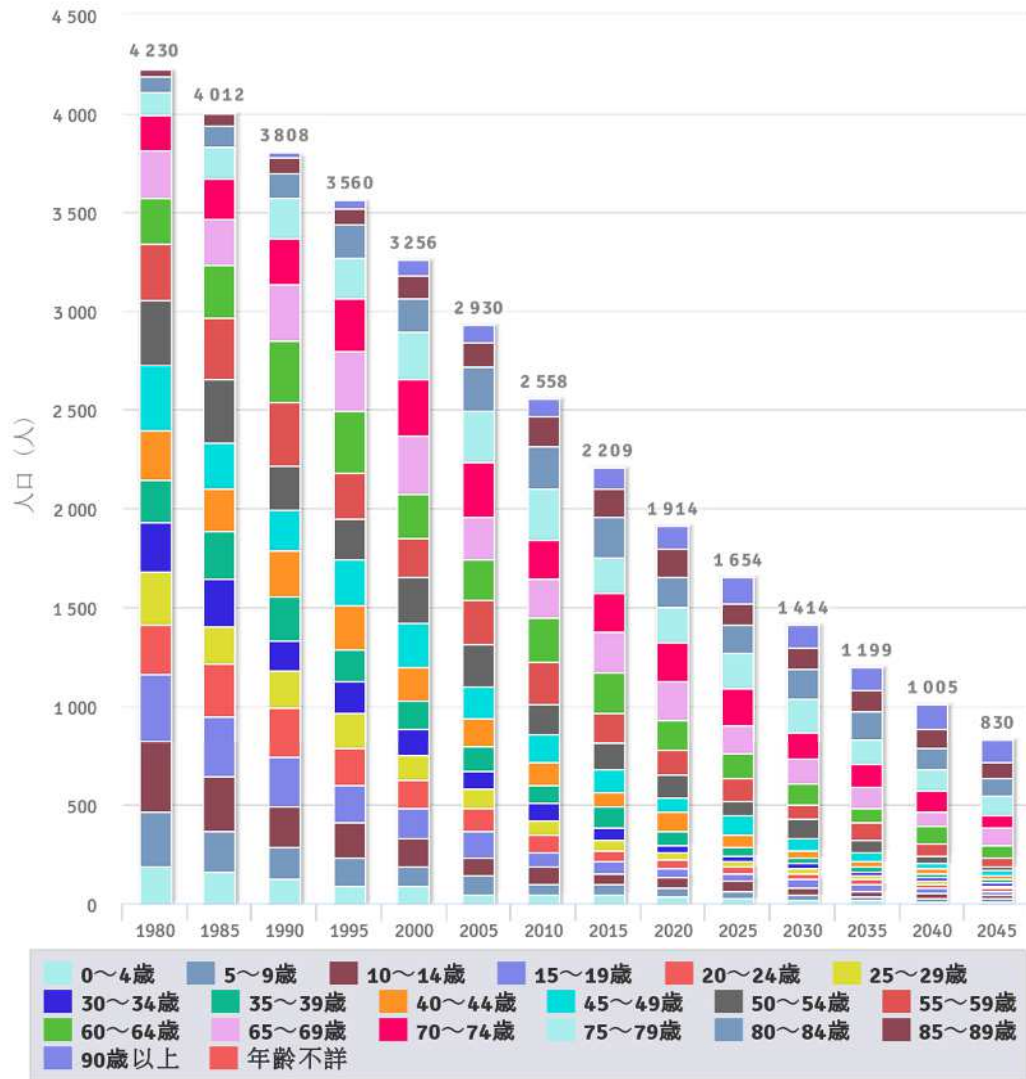
檜原村の人口は減少傾向にあり、今後も減少していくと予測されます。人口減少に伴い、給水量も減少していく見通しです。今後の水需要予測では、計画目標年度である令和11年の給水人口は1,750人となり、1日最大給水量は1,481 m^3 /日になると予測されています。

「檜原村水道ビジョン」 図5-1. 将来の水需要の変化



檜原村の年齢別人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年(2018)3月推計）」より



2. 事業運営の取組状況

事業運営の取組状況は、「施設整備」と「運営計画」に関するそれぞれ5項目の理念について「水道ビジョン」に示されています。

(1) 施設整備

① 水源・取水施設、② 浄水施設、③ 送・配水施設、④ 水源管理対策、⑤ 給水装置

(2) 運営計画

① 将来の財政計画、② 住民サービス、③ 水源管理計画、④ 技術力の確保、
⑤ 事故・災害対策

第2節 経営戦略の基本目標

1. 基本理念及び基本方針

経営戦略の基本目標は、「檜原村水道ビジョン」の基本理念及び基本方針と同じとします。

住民にとって望ましい「いつでも安全で安心して飲める水道」を実現し、今後も住民が快適で安全、安心な暮らしを続けていくために、「水道ビジョン」では「未来へ誇れる水道へ」を基本理念としています。

そして、厚生労働省の新水道ビジョンに示された水道の理想像を基に、「いつでも良質な水を供給できる水道」を「安全」、「災害に負けない、たくましい水道」を「強靱」、「将来にわたって健全な事業を運営できる水道」を「持続」とし、基本理念を実現する3つの基本方針としています。

「檜原村水道ビジョン」 6-1. 水道の理想像の設定

基本理念

” 未来へ誇れる水道へ ”

基本方針

安全

いつでも良質な水を供給できる水道

強靱

災害に負けない、たくましい水道

持続

将来にわたって健全な事業を運営できる水道

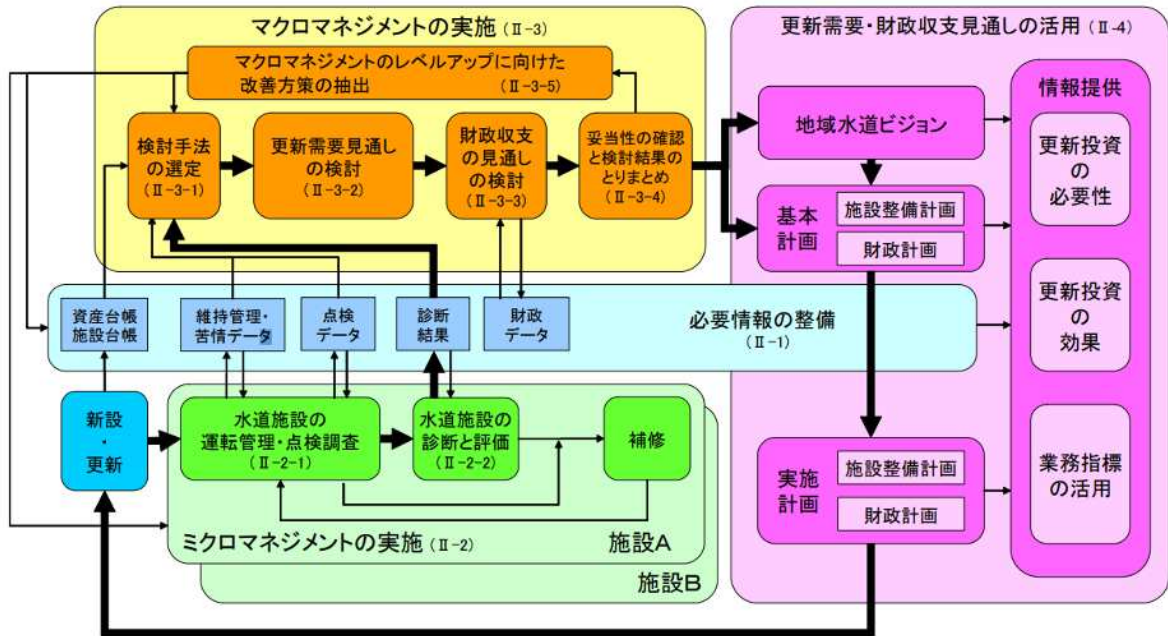
2. 施策の体系

それぞれの基本方針に対する基本施策は4項目あり、具体的な施策メニューは6項目あります。

「檜原村水道ビジョン」 6-2. 施策の体系



「檜原村水道ビジョン」図 6-2. 水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）の構成要素



第3節 経営課題の整理

1. 経営管理の充実と強化

本村の**簡易水道事業**は、令和5年度から下水道事業とともに地方公営企業法の財務適用を行い、現行の特別会計から公営企業会計に移行することで、公営企業の「見える化」を推進します。

予算・決算データから業績と投資の状況を整理し、民間企業と同様の発生主義の会計基準で複式簿記による財務書類を作成し、経営及び資産の状況を把握する経営管理の基盤を構築します。

また、全国の簡易水道事業が同一の会計基準で比較可能となることから公営企業会計のデータを活用して、経営戦略の更新についてもより精緻な経営実態の把握と具体的な改善課題に取り組むことを目指します。

ただし、本経営戦略では令和元年度以前の最新データ(公営企業法適用前)で策定しています。

2. 公営企業会計制度の活用

公営企業会計を適用する**意義**は、経営管理のしくみを構築及び活用することで経営の最適化を図ることです。

<公営企業会計による予算編成時の予定財務書類作成と3期比較>

公営企業会計移行により、今後は決算とは別に新年度予算編成時に経営面の検証を目的として、予算に基づく**予定財務書類(未来)**を作成することになります。

この時点では既に前年度の決算財務書類(**過去**)と当年度の予定財務書類及び進行中の当年度前月の試算表等(**現在**)が手元にあることになるため、**3期比較**を毎年繰り返しながら経営の最適化を図ることが可能となります。

経営管理の課題は、予算編成時に**予定財務書類**(=予想財務書類)を作成することを基点として、過去(当年度)・現在(新年度)・未来(来年度)の3期比較で経営環境の変化や対策の成果を的確に分析することで経営状態の「見える化」を図り、予算編成の健全性を検証可能とすることです。

3. 事業運営における課題

安全で良質な水

課題

- 台風などの災害時における原水濁度の上昇
- 水安全計画が未策定

安定した水の供給

課題

- 無効水量の多さ
- 施設利用率の低さ
- 継続的な更新費用の確保

健全な事業経営

課題

- 収益性の低下による経営基盤の悪化
- アセットマネジメント計画策定中

第5章 投資・財政計画(収支計画)

第1節 投資計画

算定根拠

「檜原村簡易水道事業南秋川水系基本設計委託」を見直し、下表に整理しました。

<総事業費の見込み> (投資計画)

【総事業費】(予定)

(金額単位:千円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
設計費	12,014	17,501	12,487	16,460	12,108	14,190	14,757	8,135	14,852
工事費	79,682	116,981	128,581	122,402	128,208	94,988	114,482	115,073	94,682
計	91,696	134,482	141,068	138,862	140,316	109,178	129,239	123,208	109,534
国庫補助	31,833	46,660	48,915	48,219	48,724	37,581	44,550	42,455	37,704
都補助	25,897	37,957	39,792	39,226	39,637	30,571	36,240	34,536	30,672
単費	33,966	49,865	52,361	51,417	51,955	41,026	48,449	46,217	41,158

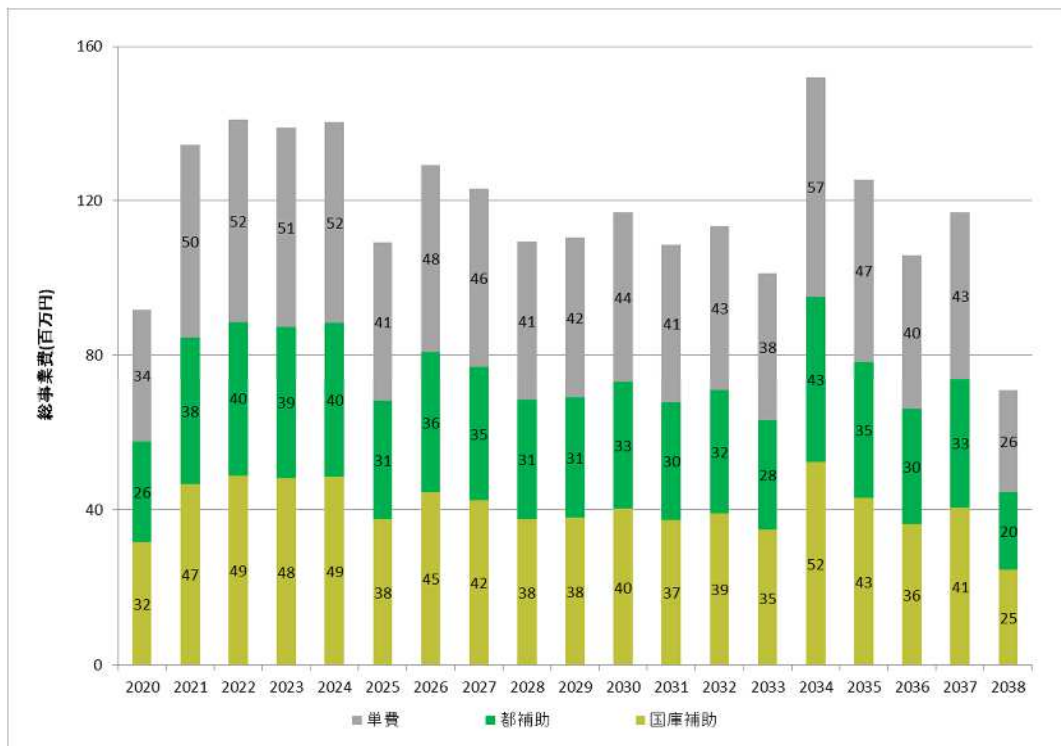
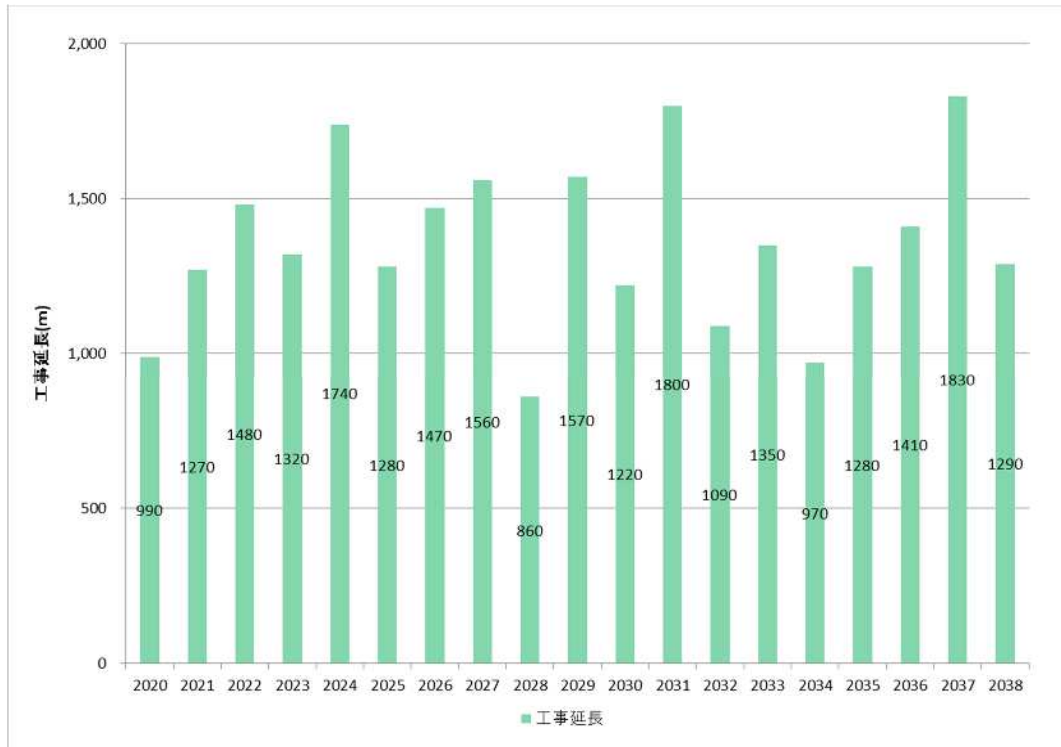
設計延長	1270m	1850m	1320m	1740m	1280m	1500m	1560m	860m	1570m
工事延長	950m	1270m	1850m	1320m	1740m	1280m	1500m	1560m	860m

(金額単位:千円)

R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	計
2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	
11,541	13,527	10,027	12,771	9,176	12,108	13,717	17,311	12,203	0	234,885
98,960	103,544	98,583	100,712	92,116	139,986	111,682	88,642	104,916	70,950	2,005,170
110,501	117,071	108,610	113,483	101,292	152,094	125,399	105,953	117,119	70,950	2,240,055
38,040	40,323	37,383	39,076	34,841	52,490	43,216	36,460	40,687	24,648	773,805
30,945	32,801	30,411	31,788	28,342	42,699	35,155	29,660	33,097	20,050	629,476
41,516	43,947	40,816	42,619	38,109	56,905	47,028	39,833	43,335	26,252	836,774

1220m	1430m	1060m	1350m	970m	1280m	1450m	1830m	1290m	0m	24830m
1570m	1220m	1430m	1060m	1350m	970m	1280m	1450m	1830m	1290m	25780m

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・管路更新率:2.4% ・有収率:85%(←78.6) ・基幹管路耐震適合率:84.2%(←28.5) 配水管に関して、南秋川水系の配管が今後約20年をかけて布設替を実施する予定で、村の基幹管路は健全な状態を維持する。現状、適切な更新ペースを維持しているので、このまま管路更新を行うことで有収率・耐震化率も向上していく。
----	--



第2節 投資・財政計画の与件

算定根拠(収益的収入及び支出・資本的収入及び支出の与件)

1. 収益的収支

(1) 収益的収入

料金収入だけでは賄えておらず、一般会計からの繰入金を充当しています。

① 営業外収益

「他会計繰入金」は、基準内繰入金として公債費利子の1/2を設定し、基準外繰入金として収益的収入と収益的支出を均衡させるための赤字補填額を計上しています。

「その他」は、預金利子と雑入(検査手数料2件分)を計上しています。

(2) 収益的支出

① 営業費用

「職員給与費」は毎年度1%ずつ増加させています。

「その他」は、令和元年度と2年度の平均とし、令和5年度まで公営企業会計移行費用を含めています。

2. 資本的収支

南秋川水系の管路の布設替工事に伴う国・都補助金と一般会計からの繰入金を見込んでいます。

(1) 資本的収入

「他会計補助金」は、基準内繰入金として公債費元金の1/2を設定し、基準外繰入金として資本的収入と資本的支出を均衡させるための赤字補填額を計上しています。

「その他」は、分担金と基金積立利子を計上しています。

(2) 資本的支出

「建設改良費」は、投資計画に基づき、配水管布設替計画、機器更新(令和5年まで)及び塗装工事を計上しています。

3. 形式的収支

資本的収支の余剰分を積み立て、形式的収支は100万円となっています。

第3節 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
				(決 算)	(決 算)		
収益的 収入	収益的 収入	1 総 収 益 (A)		49,926	55,732	58,007	56,494
		(1) 営 業 収 益 (B)		48,796	46,798	48,693	48,693
		ア 料 金 収 入		48,796	46,798	48,693	48,693
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)					
		ウ そ の 他					
		(2) 営 業 外 収 益		1,130	8,934	9,314	7,801
		ア 他 会 計 繰 入 金		1,079	5,346	9,297	7,794
		イ そ の 他		51	3,588	17	7
		2 総 費 用 (D)		46,367	55,732	58,007	56,494
		(1) 営 業 費 用		45,288	54,781	57,134	55,670
		ア 職 員 給 与 費		14,109	12,579	13,535	13,670
		ウ ち 退 職 手 当					
		イ そ の 他		31,179	42,202	43,599	42,000
		(2) 営 業 外 費 用		1,079	951	873	824
ア 支 払 利 息		1,079	951	873	824		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息							
イ そ の 他							
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		3,559					
資本的 収入	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)		151,645	14,002	94,260	118,430
		(1) 地 方 債					
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債					
		(2) 他 会 計 補 助 金		52,573	5,048	36,498	33,781
		(3) 他 会 計 借 入 金					
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金					
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		99,040	8,878	57,730	84,617
		(6) 工 事 負 担 金					
		(7) そ の 他		32	76	32	32
		2 資 本 的 支 出 (G)		156,805	18,542	93,946	119,021
		(1) 建 設 改 良 費		148,567	13,926	91,696	116,981
		ウ ち 職 員 給 与 費					
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		8,238	4,616	2,250	2,040
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金					
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金							
(5) そ の 他							
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 5,160	△ 4,540	314	△ 591		

(単位:千円, %)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
56,586	56,678	54,770	54,863	54,956	55,049	55,143	55,238	55,332
48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693
48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693
7,893	7,985	6,077	6,170	6,263	6,356	6,450	6,545	6,639
7,886	7,978	6,070	6,163	6,256	6,349	6,443	6,538	6,632
7	7	7	7	7	7	7	7	7
56,586	56,678	54,770	54,863	54,956	55,049	55,143	55,238	55,332
55,806	55,944	54,083	54,223	54,365	54,508	54,653	54,799	54,947
13,806	13,944	14,083	14,223	14,365	14,508	14,653	14,799	14,947
42,000	42,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
780	734	687	640	591	541	490	439	385
780	734	687	640	591	541	490	439	385
130,676	124,542	130,395	97,222	116,765	117,406	97,066	101,396	106,032
41,937	37,065	42,002	29,038	35,943	40,383	28,658	32,379	32,876
88,707	87,445	88,361	68,152	80,790	76,991	68,376	68,985	73,124
32	32	32	32	32	32	32	32	32
130,666	124,532	130,385	97,212	116,755	117,396	97,056	101,386	106,022
128,581	122,402	128,208	94,988	114,482	115,073	94,682	98,960	103,544
2,085	2,130	2,177	2,224	2,273	2,323	2,374	2,426	2,478
10	10	10	10	10	10	10	10	10

(単位:千円, %)

区 分	年 度		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	(E)+(I)	(J)	(決 算)	(決 算)		
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 1,601	△ 4,540	314	△ 591
積 立 金		(K)	10	10	10	10
前年度からの繰越金		(L)	7,762	6,151	1,601	1,601
前年度繰上充用金		(M)				
収益的支出に充てた地方債		(N)				
収益的支出に充てた他会計借入金		(O)				
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	6,151	1,601	1,905	1,000
翌年度へ繰り越すべき財源		(Q)				
実 質 収 支 (P)-(Q)	黒	字 (R)	6,151	1,601	1,601	1,000
	赤	字 (S)				
赤字比率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$					
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		91	92	96	97
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)					
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(U)	48,796	46,798	48,693	48,693
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	$((T)/(U) \times 100)$					
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(V)					
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)					
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)					
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$					
他 会 計 借 入 金 残 高	(Y)					
地 方 債 残 高	(Z)		45,271	40,654	38,405	36,365

○他会計繰入金

区 分	年 度		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			(決 算)	(決 算)		
収益的収支分			1,619	5,822	9,733	8,206
	うち基準内繰入金		540	476	436	412
	うち基準外繰入金		1,079	5,346	9,297	7,794
資本的収支分			52,573	5,048	36,498	33,781
	うち基準内繰入金		4,119	2,308	1,125	1,020
	うち基準外繰入金		48,454	2,740	35,373	32,761
合 計			54,192	10,870	46,231	41,987

(単位:千円, %)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
10	10	10	10	10	10	10	10	10
10	10	10	10	10	10	10	10	10
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
96	96	96	96	96	96	96	96	95
48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693	48,693
34,280	32,150	29,973	27,749	25,476	23,153	20,779	18,353	15,875

(単位:千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
8,276	8,345	6,413	6,483	6,551	6,619	6,688	6,757	6,824
390	367	343	320	295	270	245	219	192
7,886	7,978	6,070	6,163	6,256	6,349	6,443	6,538	6,632
41,937	37,065	42,002	29,038	35,943	40,383	28,658	32,379	32,876
1,042	1,065	1,088	1,112	1,136	1,161	1,187	1,213	1,239
40,895	36,000	40,914	27,926	34,807	39,222	27,471	31,166	31,637
50,213	45,410	48,415	35,521	42,494	47,002	35,346	39,136	39,700

第4節 今後の投資・財源・費用について

1. 今後の投資について

- (1) 本村の水道事業は、地勢的に広域化・共同化の経済効果が得られ難い事情もあり、東京都との一元化を要望しています。
- (2) 老朽化対策については、人口変動に伴う需要を監視しながら、経営の全体最適化を図ります。

今後は、公営企業会計による財務分析を通じて財政課題を整理して、事業計画の見直しや更新時のダウンサイジング等を検討し、投資費用の縮減を図ります。

- (3) その他に、令和3年度に策定を予定している「檜原村国土強靱化地域計画」と連携して、防災及び被災への対応に取り組んでいく予定ですが、管路並びに施設の耐震化に係る投資についても検討が必要となります。

2. 今後の財源について

- (1) 使用料については、コスト及び料金の長期シミュレーションを行った上で、受益者負担並びに本村の財政負担を軽減するために一般会計からの繰入金と併せて適正化を検討していきます。
- (2) 資産活用については、他団体の事例も研究し、有効活用等による収入増加を検討していきます。
- (3) 民間活力の活用については、包括的民間委託の活用のほかPPP／PFI等の活用事例も研究し、将来の新設・改築更新等の建設費用と事業運営費用の縮減を目指して検討していきます。

3. 投資以外の経費について

- (1) 民間活力の活用として、浄水場等維持管理業務の委託を行っていますが、今後は他団体の事例も研究し、費用の低減を検討していきます。
- (2) 固定費は、人件費・委託費ですが、経営管理の充実と強化を図り、能率化の向上でコスト増大の抑制を目指します。
- (3) 固定費の内、予防保全である維持管理業務に係る委託費は事後保全に係る修繕費を抑制する効果があるため、全体的なコスト削減の観点から費用対効果次第では今後増加する可能性もあります。
- (4) 変動費の内、動力費等の給水量に連動するコストについては、調達方法による調達単価の低減化が課題となります。
- (5) 変動費の内、修繕費は突発的な事後保全に係る補修費用であるため、予防保全

による長期的な観点でコスト削減を図る必要があります。



第6章 コスト分析と適正料金の考察

第1節 コスト分析について

健全な経営には、事業の収益構造を詳細に実態把握することが不可欠です。

公営企業会計によって作成される損益計算書は事業の期間損益を見ることを目的としているため、収入と費用(コスト)を別々に集計・編集して作成することから、具体的な因果関係までを見るためにはコスト分析用に再編集します。

コスト分析については、収益に対してどのコストが、どのように、どれだけ影響しているのか、改善によりどの程度効果が期待できるのか、改善可能であるかといった分析が重要となります。

また、コスト削減と並行して、収入面についてもそれぞれの収入が賄うべきコストの範囲を検討することで、安心・安全で持続可能な事業経営に必要な収益構造を考えていかなければなりません。現時点でのコストの概況については次の第2節で試算します。

第2節 適正料金の考察

1. 必要な料金シミュレーション

簡易水道事業の経営最適化には、適正な料金についても考えなければなりません。住民にとっての適正な料金とコスト面から見た適正な料金は得てして一致しません。

料金の根拠を検証するには、適切で説得力のある算定基準が不可欠であり、先ず適切なコスト分析と長期財政シミュレーションが重要となりますので、今後は公営企業会計データを活用して取り組んでいきます。

その上で、住民の理解が得られる数値を設定して、その差をいかにして解決するのかを考えます。

2. 料金シミュレーションに不可欠な原価管理

料金シミュレーションには、原価管理が不可欠です。適正な料金の検証や、料金改定のシミュレーションには、時系列(人口動態)と施設や設備ごと、地区ごと、季節ごと等を組み合わせた多次的(セグメント)なコスト分析に向けて準備を進めていきます。

3. 料金及び一般会計からの繰入金とコストの収益構造分析

現時点の収益構造(コスト分析)を損益分岐点分析で見ます。

「損益分岐点分析」(図-1)は、第5章第3節収益的収支より、コストを**固定費**(使用量の増減に関わらず必要となるコスト)と**変動費**(使用量の増減に応じて変動するコスト)に区分

して、長期前受金戻入(公営企業会計の場合)+料金収入、その他収入及び一般会計からの繰入金による収益と対比して損益分岐点を分析しています。

簡易水道事業は、料金収入で全てのコスト(固定費+変動費)を賄えることが理想ですが、本村の簡易水道事業では、不足分を一般会計からの繰入金で補っている状態です。

「損益分岐点分析」(図-2)から、料金収入とその他の収入でカバーしているのは全てのコストの内90.4%となっています。

一般会計からの繰入金の縮減(行政運営における財政負荷軽減)も課題となりますが、将来の施設の老朽化や更新対策に必要な費用を準備しておくことも重要となるため、様々な観点からの分析が課題です。

まずは受益者負担として料金収入で賄うべきコストの範囲を段階的に目標設定し、コストの改善とともに料金についても妥当性確認します。

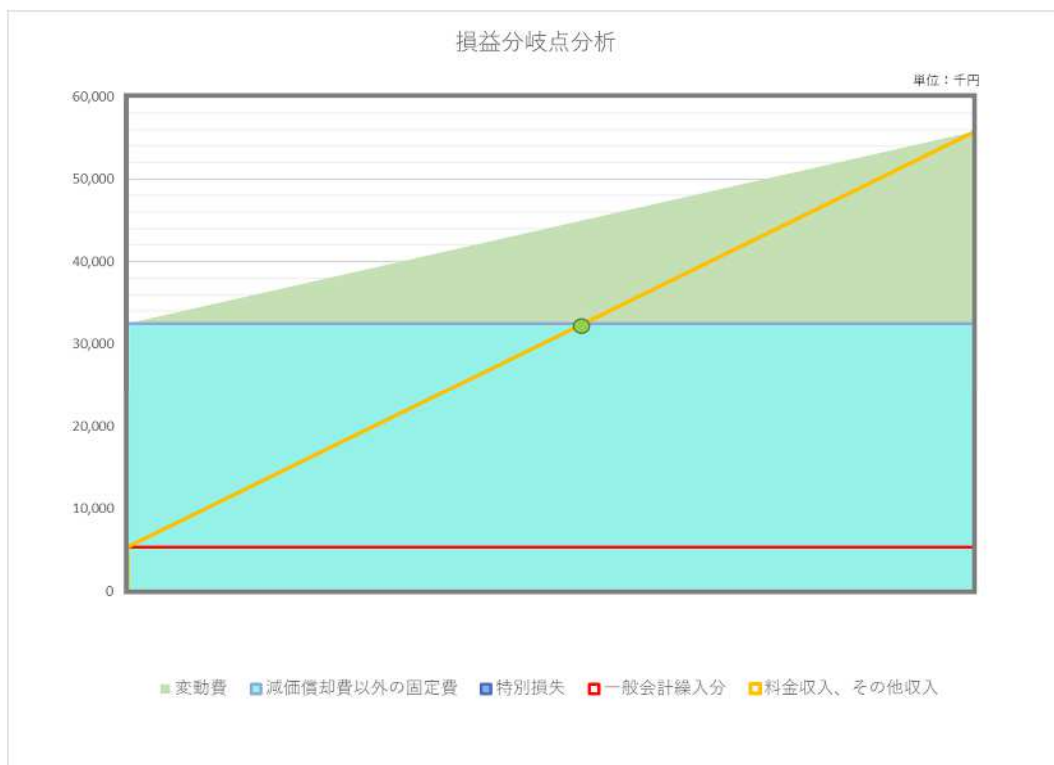
収入増で補う、費用減を目指す、その両方に取り組まなければなりません、事業の特質からも長期的な経営オペレーションで改善していく必要があります。

<損益分岐点分析>

図-1

営業収入	(A)	55,732
	料金収入	46,798
	長期前受金戻入	0
	その他の収入	3,588
	一般会計繰入分	5,346
変動費	(B)	23,274
	経費(動力費・修繕費・その他)	22,362
	雑支出	0
	消費税(今年度納付分)	912
変動比率	(B)/(A)	41.76%
限界利益	(A)-(B) (C)	32,458
限界利益率	(C)/(A)	58.24%
固定費	(D)	32,458
	人件費	12,579
	委託費	18,928
	減価償却費	0
	支払利息	951
	固定資産除却費	0
	消費税(特定収入分)	0
経常利益	(A)-(B)-(D) (E)	0
	((A)-(B)) / (A) (F)	58.2%
損益分岐点営業収入	(D)/(F) (G)	55,732
損益分岐点比率	(G)/(A)	100.0%
	特別損失(前年度消費税等)	
当年度純利益(又は純損失)		0

図-2



費用

合計 55,732千円

変動費	23,274
減価償却費以外の固定費	32,458
特別損失	0

収益

料金収入・その他収入の合計 50,386千円

料金収入	46,798
その他収入	3,588
一般会計繰入分	5,346

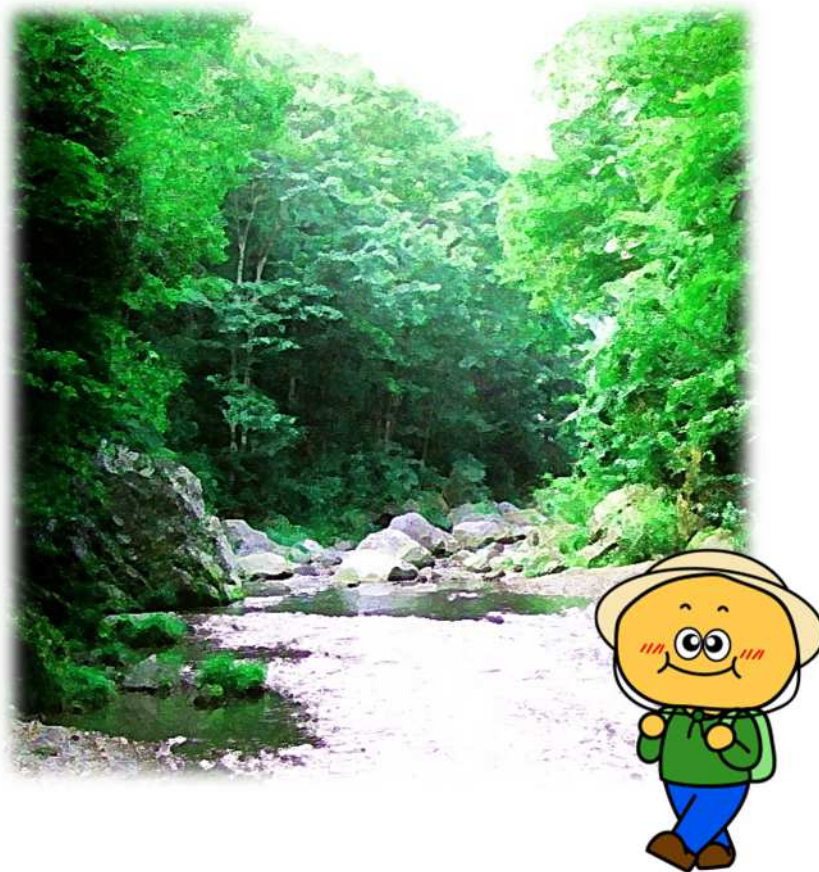
第7章 将来投資に備えた基金の取組

将来投資に必要な基金の取組について

簡易水道事業の持続可能性及び経営の最適化には、今後の更新等に必要な資金の内、本村負担分に係る費用について基金の積立を見直すことも経営課題の一つです。

実際の基金の積立金は、一般会計からの繰入金で減価償却費(公営企業会計)を算定基準として資本的収入予算で積み立てていく等の設定要件の妥当性確認が必要ですが、公債の償還の減少や投資に係る消費税の還付による差額分等を基金に積み立てる等の与件で、長期的な財政シミュレーションによる妥当性確認が重要です。

また、基金の取組については、簡易水道事業に限らず本村全体の公共施設マネジメントに共通する課題でもあります。



第8章 フォローアップ

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略では「檜原村水道ビジョン」に従い基本理念を「**未来へ誇れる水道へ**」と定め、その実現に向けた「3つの基本方針」を定めました。

経営戦略の事後検証、更新等は、下記のとおり「檜原村水道ビジョン」の「3つの基本方針」に基づいた各施策の実施工程と連携することとします。

「檜原村水道ビジョン」 表 7-1. 施策の実施工程

主要施策内容	実施工程										
	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
いつでも良質な水を供給できる水道											
①水質管理の徹底											
(1) 水安全計画の策定											
(2) 監視システムの強化											
災害に負けない、たくましい水道											
①水道施設の耐震化											
(1) 耐震化計画の策定											
(2) 施設の更新											
将来にわたって健全な事業を運営できる水道											
①アセットマネジメント活用による計画的更新											
(1) アセットマネジメント											
②住民との連携の促進											
(1) 積極的な情報公開の推進											

<推進体制>

本経営戦略を着実かつ効果的に推進していくために、下図のように PDCA サイクルを活用した業務サイクルを定着させることが重要になります。

先ず計画(Plan)に基づき、課題に取組み施策の検討及び具現化・実行(Do)で事業運営に支障が生じないようにアセットマネジメントの進捗に照らし、本計画(投資計画、財政計画)の点検・評価(Check)を基に、次の展開に向けて適正な見直し・改善(Action)を行います。このような流れで経営戦略の適正な推進を図ります。

また、PDCA サイクルにおいて、長期財政シミュレーション、料金シミュレーションなどを勘案し、施策の継続的な進捗管理と評価を行い、適切な期間を定めて見直しを実施します。見直し時期は、本計画期間である令和2年度から令和11年度の間時点である令和6年度前後とします。

なお、個々の具体事業の見直しが必要になった場合は、時期に捉われず、適宜見直しを実施していくこととします。

「檜原村水道ビジョン」 図 7-2. PDCA サイクル



「檜原村水道ビジョン」 表 7-2. PDCA サイクルの詳細

PDCA サイクル	実施内容
P(Plan) : 計画	<ul style="list-style-type: none"> • 施策課題の実施工程の作成 • 事前調査の実施、実効性の検証
D(Do) : 実行	<ul style="list-style-type: none"> • 事業着手 • 事業の進捗状況管理
C(Check) : 評価	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の投資効果の確認 • 評価後の目標・見直し
A(Action) : 改善	<ul style="list-style-type: none"> • 次期事業の改善案の策定 • 長期目標に向けた他事業との整合



檜原村簡易水道事業
經營戰略

令和3年3月作成
檜原村産業環境課生活環境係